目

1

O株式会社脱炭素化支援機構支援基準

部を改正する告示(環境五八)

(経済産業一〇二)

 $\equiv$ 

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

### 次

〇建設業法施行規則の一部を改正する (国土交通七九) 令

省

## 法規的告示

報

省令

〇政治資金規正法の規定による政治団 体の届出があったので公表する件 (総務二三五)

O厚生労働大臣の定める先進医療及び を改正する件(厚生労働一八九) 患者申出療養並びに施設基準の一部

〇重要電子計算機に対する 不正な行為 整備等に関する政令の施行に伴う経 済産業省関係告示の整理に関する告 法律の一部の施行に伴う関係政令の 行に伴う関係法律の整備等に関する による被害の防止に関する法律の施

O租税特別措置法第九十一条の二に規

示の一部を改正する告示 けに係る事業を行う法人を定める告 等の生徒に学資としての資金の貸付 定する都道府県に代わって高等学校

## (文部科学五六)

〇保安林の指定をする件

〇保安林の指定施業要件を変更する件 (農林水産一〇二八~一〇三五) (同一〇三六)

〇高速自動車国道に関する件 〇中小企業信用保険法第二条第五項第 四号の災害及び地域を指定する件の 部を改正する件(経済産業一〇三)

〇都市計画に関する件 (国土交通四八八~四九〇)

(関東地方整備局一六四)

「その他告示

〇消費税法施行令第十四条の四の規定 びその修理の一部を改正する件 大臣が指定する身体障害者用物品及 に基づき内閣総理大臣及び厚生労働

## 部を改正する件 (金融庁・法務・財務二)

ᄪ

づき口座管理機関を指定する件の 四十四条第一項第十三号の規定に基

〇公証人法第七条ノ二第一項の規定に よる指定の件(法務一〇二)

〇千九百七十年六月十九日にワシント く規則の修正に関する件 ンで作成された特許協力条約に基づ (外務二五一)

〇国税通則法第三十四条の四第一項の 規定に基づく納付受託者の指定の件 (国税庁一四)

公

告

官庁報告

官庁事項

皇室事項

 $\equiv$ 

九州地方整備局公示(九州地方整備局 会からの届出に関する公示(金融庁) 条の四十一の規定による日本貸金業協 貸金業法第三十三条第二項、 第二十四

Ŧ.

諸 事

項

官庁

取引業者営業保証金取戻し関係 保険仲立人保証金取戻し、 金融商品

 $\equiv$ 

裁判所

相続、 者不明関係 免責、 公示催告、 特別清算、 失踪、 除権決定、 再生、所有

〇道路に関する件

0

 $\triangleright$ 

 $\bigcirc$ 

(中部地方整備局七一、

〇道路に関する件

(九州地方整備局八七~八九)

国会事項

人事異動

内閣 カジノ管理委員会 復興庁

叙位·叙勲

 $\equiv$ 

O社債、株式等の振替に関する法律第

(内閣府・厚生労働二)

t

特殊法人等

七二)

会社その他 特定投資準備金の額の減少関係

壳

官

省

令

## ○国土交通省令第七十九号

則の 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号) 一部を改正する省令を次のように定める。 第四十五条の規定に基づき、 国土交通大臣 中野 建設業法施行規 洋昌

令和七年六月三十日

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。建設業法施行規則の一部を改正する省令

改 正 後

(令第四十五条の法人)

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定

める法人は、地方競馬全国協会、

消防団員

会社、 立された法人をいう。)とする。 発機構、 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開 道株式会社、日本私立学校振興・共済事業 等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体 及び公益財団法人JKA(平成十九年八月 道路株式会社、 阪神高速道路株式会社、 田国際空港株式会社、東日本高速道路株式 鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機 国立研究開発法人理化学研究所、 横断道路建設事業者、 T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設 共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT 力研究開発機構、新関西国際空港株式会社 道路株式会社、西日本高速道路株式会社、 に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 T株式会社、NTT東日本株式会社、NT 職員共済組合、 一十三日に財団法人JKAという名称で設 十五号)第二条第 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成 国立研究開発法人科学技術振興機構、 独立行政法人農業者年金基金、国立研 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄 首都高速道路株式会社、中日本高速 独立行政法人中小企業基盤整備機 国立研究開発法人日本原子 独立行政法人勤労者退職金 北海道旅客鉄道株式 一項に規定する東京湾 本州四国連絡高速 東京地下

> 改 正 前

(令第四十五条の法人)

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定 株式会社、 中日本高速道路株式会社、西日本高速道路 株式会社、成田国際空港株式会社、東日本 客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、 等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体 める法人は、地方競馬全国協会、 十九年八月二十三日に財団法人JKAとい 港株式会社及び公益財団法人JKA(平成 国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法 高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、 境再生保全機構、 所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環 術振興機構、 業基盤整備機構、 業技術総合開発機構、独立行政法人中小企 基金、国立研究開発法人新エネルギー・産 興・共済事業団、独立行政法人農業者年金 日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振 する東京湾横断道路建設事業者、 道路の建設に関する特別措置法 電信電話株式会社、東日本電信電話株式会 共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本 職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金 う名称で設立された法人をいう。)とする。 人日本原子力研究開発機構、 年法律第四十五号)第二条第一項に規定 西日本電信電話株式会社、東京湾横断 阪神高速道路株式会社、本州四 国立研究開発法人理化学研究 中間貯蔵・環境安全事業 国立研究開発法人科学技 新関西国際空 (昭和六十 北海道旅 消防団員

### 法 規 的 告 示

# 〇総務省告示第二百三十五号

政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。 以下 法 という。)第六条第一項の規定による

令和七年六月三十日

総務大臣

村上誠一郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

の政 名治 称団 体 の代 氏表 名者 者会 計 責 名 任 主たる事務所の所在地

(第一号)公職の種類

届出年月日

無所属連合 内海 聡 オ貴美子リティップリ 七—一 参議院議員

 $(\Box)$ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の代 氏表 名者 者会 の 氏 名 任 主たる事務所の所在地

幸齢党 和 田 秀樹 堺谷 要二 二東京都文京区本郷三―二一―一

七和

六

九

月日

○厚生労働省告示第百八十九号

十五号)第一条の二の規定に基づき、 ら適用する。 厚生労働大臣の定める評価療養、 (平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) の一部を次の表のように改正し、令和七年七月一日 患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基

令和七年六月三十日

厚生労働大臣 (傍線部分は改正部分) 福岡 資麿

八·九 (略)	123.1	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	別に認められた病院又は診療所において実を整えているものとして厚生労働大臣に個	第四 患者申出療養を適切に実施できる体制	改正後
八・九(略)投与された患者に係るものに限る。)	索P	一~六 (略) 施する患者申出療養	別に認められた病院又は診療所において実を整えているものとして厚生労働大臣に個	第四 患者申出療養を適切に実施できる体制	改正前

この省令は、 令和七年七月一日から施行する。

### $\omega$

合和

### ○経済産業省告示策百二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の坊止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律の一部の施行に半ろ関係攻合の整備等に関する攻令(令印七年攻令第二百二十六号)の 施行に伴い、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の坊止に関する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省 関係告示の整理に関する告示を欠のように定める。

**令阳七年六月三十日** 

経済産業大臣 武藤 容怡

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整 **講等に関する法律の一部の施行に伴う関係攻令の整備等に関する攻令の施行に伴う経済産業省** 関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「内閣サイバーセキュリティセンター」を「国家サイバー統括室」に改め

- 石油精製業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百五十五号) 111(41)
- 二 自動車産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十号) 111 (10)
- 三 化学産業の事業適応の実施に関する指針(令和三年経済産業省告示第百六十一号) 111 (41)

### 当 美

この吉示は、重要電子計算機に対する不正な行為による披害の坊止に関する法律の施行に半う関係 法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日(令仰七年 七月一日) から饱行する。

### ○環境省告示策五十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第三十六条の二十四第一頃の規定 に基づき、株式会社脱炭素化支援機構支援基準(令和四年十月環境省告示第七十九号)の一部を次の ように改正し、公布の日から適用する。

**令和七年六月三十日** 

景竟大豆 埃毛蒙一訳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる |目 | 規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重 傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後幱に掲げるもののよう に致め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを 削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新 たに追加する。

> 奺 Ш 汇

1 支援の対象となる対象事業活動が満たす べき基準

機構の支援の対象となる対象事業活動 は、次の(1)から(4)までに定める基準をいず れも満たすこととする。

- (1) 政策的意義
  - ① 世界全体での1.5℃目標の達成及び 我が国における2050年までの脱炭素社 会の実現に向けて、地球温暖化対策の 推進に関する法律(平成10年法律第 117号。以下「法」という。)第8条第 1項の規定に基づき定められる地球温 暖化対策計画に定める我が国の温室効

1 支援の対象となる対象事業活動が満たす べき基準

機構の支援の対象となる対象事業活動 は、次の(1)から(4)までに定める基準をいず れも満たすこととする。

- (1) 政策的意義
  - ① 脱炭素社会の実現に向けて、2050年 カーボンニュートラル及び2030年度に 温室効果ガスの排出の量を2013年度か ら46%削減し、さらに50%の高みに向 けて挑戦を続けるという目標も踏ま え、温室効果ガスの排出の量の削減並 びに吸収作用の保全及び強化(以下「温

果ガスの排出の削減の量に関する目標 も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の 削減並びに吸収作用の保全及び強化 (以下「温室効果ガスの排出の量の削 減等 という。) に資するものであるこ と(中長期的に脱炭素社会への移行を 促すものであることを含む。)。

②~④ (略)

(2) • (3) (略)

(4) 地域における合意形成、環境の保全及 び安全性の確保

脱炭素化を着実に推進するため、適切 なコミュニケーションの確保、環境配慮 及び関係法令の遵守等を通じた地域との 共生を進めていくことが不可欠であるこ とを踏まえ、地域における合意形成が図 られ、適正に環境配慮がなされ、安全性 が確保された対象事業活動を促進するべ く、開発が伴う対象事業活動は、以下の 事項を満たしていること。

- ① (略)
- ② 法第21条第7項及び第8項に基づく 促進区域の設定に関する基準並びに同 条第5項第2号に基づく促進区域の設 定等を通じて地方公共団体が示した環 境配慮の考え方に従っていること。

(3) (略)

室効果ガスの排出の量の削減等」とい う。)に資するものであること(中長期 的に脱炭素社会への移行を促すもので あることを含む。)。

(2)~(4) (略)

(2) • (3) (略)

(4) 地域における合意形成、環境の保全及 び安全性の確保

脱炭素化を着実に推進するため、適切 なコミュニケーションの確保、環境配慮 及び関係法令の遵守等を通じた地域との 共生を進めていくことが不可欠であるこ とを踏まえ、地域における合意形成が図 られ、適正に環境配慮がなされ、安全性 が確保された対象事業活動を促進するべ く、開発が伴う対象事業活動は、以下の 事項を満たしていること。

- ① (略)
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。以下「法| という。)第21条第7項及び第8項に基 づく促進区域の設定に関する基準並び に同条第5項第2号に基づく促進区域 の設定等を通じて地方公共団体が示し た環境配慮の考え方に従っているこ
- (3) (略)

### 长 Ð ΉI Ψ 8

### ○厚生労働省告示第二号内 閣 府告示第二号

消費稅法施行令 (昭和六十三年政令第三百六十号)第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、 消費院法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用 物品及びその修理(平成三年厚生省告示第百三十号)の一部を次のように改正し、令和七年七月一日 から適用する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石铍 厚生労働大臣 福岡 資麿

高米紙七日「東日本電信電話株式会社| 炒「NTT東日本株式会社| 以「西日本電信電話株式会社| や「NTT面日本株式会社」 UNSのの。

官

〇法務省告示第百二号

条ノ二第一項の規定により、

(明治四十一

年法律第五十三号)第七

〇外務省告示第二百五十一号

令和七年六月三十日

名

称

所

在

地

指定をした日

次に掲げる公証人に

その修正は、令和七年七月一日に効力を生ずる。第五十八条20の規定に従い、次のように修正され、れた特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約

4た特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約千九百七十年六月十九日にワシントンで作成さ

出願日を有する国際出願について適用する。ただし、第二十六規則の修正は、同日以後の国際

一月三日付け世界知的所有権機関

電磁的記録に関する事務を行わせる

令和七年六月三十日

横浜地方法務局所属

法務大臣

鈴木 馬場

令和七年六月三十日事務局長回章)

純夫

外務大臣

岩屋

毅

この告示は、

告示の日から効力を生ずる。

## ○法務省告示第二号 金融庁

を指定する件 に基づき、 社債、 u、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四十四条第一項第十三号の規定 (平成十五年法務省告示第三号) 財務省 財務省 の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

金融庁長官

法務大臣 加藤 鈴木 勝馨 英信 祐 樹

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

備考 表中の[]	「略」 「略」 「略」 「略」 「でイーズイー ズイー バンク ボンテサ サンパック ルクセオ	改
表中の [ ] の記載は注記である。	ルクセンブルグ大公国 ニキー フィーアンリルグ大公国 ニキー エディリー カウセンブルグ大公国 トーマス エディリー カウセンブルグ大公国 ・ 地	正 後
	[同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上]	改正前

26.3の3 (a) (i) 中 「基づき」 の次に 「当該国際出願

 $\equiv$ 89の2.1 (a) 中 「ただし、 いずれの受理官庁も紙形式

国際公開される言語による当該」

を加える。

によつて国際出願をすることを認めるものとす 89の2.1 の 次に 89の2.1 (dの2) 及び 89の2.1 (dの3) として次

のように加える

る。」を削り、

(d)

(d Ø 2) の規定に基づく通知を行つた国内官庁又

三

国際出願を受理することを通知することがで 又は電子的手段によつて行われる場合にのみ は、 は政府間機関であつて国際事務局以外のもの 国際事務局に対し、 国際出願が電子形式

国際事務局は、 こののの規定に基づい2

きる。

て行う通知を公報に掲載する。

兀 出されないものは、無視される。」を加える。から二箇月の期間内に電子的手段によつて再記書類又は当該通信であつて、対応する求めの記 際公開の言語」に改める。ランス語その他実施細則によつて認められる国 つた場合には、紙形式によつて提出された当 92.(e中「英語又はフランス語」を2 「英語、 フ

〇国税庁告示第十四号

託者に限る。)を次のとおり指定したので、 年大蔵省令第二十八号)第二条第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税 デジタル庁が提供する「国家資格等情報連携・活用システム」を利用して納付する場合の当該納付受 条の三第一項 (税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条に規定する税理士登録に係る、登録免許税 (明治二十九年法律第二十七号)第二条及び同法別表第一に掲げる三十二(七)の登録免許税)を 令和七年六月三十日から適用する。 (昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条の四第 (第二号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者 同法第三十四条の四第二項の規定に基づき、 一項の規定に基づき、 (国税通則法施行規則 同法第三十 次のように告 (昭和三十 亡 应

夕株式会社

NTTデー

東京都江東区豊洲三丁目三

番

异

令和七年六月三十日

貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。 税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の 令和七年六月三十日 文部科学大臣 阿部 俊子 租

〇文部科学省告示第五十六号 租税特別措置法施行令(昭和三十一 一年政令第四十三号) 第五十二条の二第一項の規定に基づき、

(d Ø 3) (d Ø 2)

の規定ではなく回の規定に基づいて通知

日から二箇月の期間内に電子的手段によつてが当該国内官庁又は政府間機関による求めのが当該国内官庁又は政府間機関による求めの務局に対し、紙形式によつて提出された出願を行つた国内官庁又は政府間機関は、国際事 間内に受理されない場合には、取り下げられとができる。国際出願は、対応する書類が期 再提出しなければならないことを通知するこ たものとみなし、受理官庁は、 その旨を宣言

国際事務局は、 こののの規定に基づい

する。

て行われた通知を公報に掲載する

89の2.2 中 「準用する。」の次に 「ただし、 国内官庁

提日該

国税庁長官 奥 達雄 ものとする。

の資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示 租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資として | 一

する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分をこれに対応 次の表により、

改正後	改正前
租税特別措置法第九十一条の三第一項	租税特別措置法第九十一条の二に規定
に規定する都道府県に代わって高等学	する都道府県に代わって高等学校等の
校等の生徒に学資としての資金の貸付	生徒に学資としての資金の貸付けに係
けに係る事業を行う法人を定める告示	る事業を行う法人を定める告示
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十一
六号)第九十一条の三第一項に規定する都道	六号)第九十一条の二に規定する都道府県に
府県に代わって高等学校等の生徒に学資とし	代わって高等学校等の生徒に学資としての資
ての資金の貸付けに係る事業を行う法人は、	金の貸付けに係る事業を行う法人は、次の表
次の表に掲げるものとする。	に掲げるものとする。
[表略]	[表略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

この告示は、

○ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一〇農林水産省告示第千二十八号 ニーロー (1997年) スの告示は 21~ 令和七年六月三十日

官

一 指定の目的 土砂の流出の防備字峠田二二四から二二六まで保安林の所在場所 鳥取県日野郡日野町中菅県安林の所在場所 鳥取県日野郡日野町中菅

指定施業要件 立木の伐採の方法 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐は、択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木

取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供す「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥口、立木の伐採の限度、次のとおりとする。3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 る。 )

# 〇農林水産省告示第千二十九号

二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

の指定をする。

和七年六月三十 農林水産大臣 小泉進次郎

三三の一、一一三三四、一一三三五の一、一二二六から一一三二八まで、一一三三二、一一三 二六から一一三二八まで、一一三三二、一一三町大字多田字本迫一一三二四、字轆轤迫一一三 保安林の所在場所 広島県広島市佐伯区湯来 三三七、一一三五五の一

指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町2 主伐として伐採をすることができる立木 ものとする。

3

島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

# 〇農林水産省告示第千三十号

二十五条第一項の規定により、 の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 第

令和七年六月三十日 農林水産大臣 小泉進次郎

□ 立木の伐採の方法 1

次の森林については、 主伐は、 択伐によ

3 採種を定めない。

の図面及び関係書類を秋田県庁及び羽後町役場に(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 備え置いて縦覧に供する。)

二十五条第一項の規定により、次のように保安森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

令和七年六月三十 日

三の一から一三の一三まで、一 巛一、二、九、一○、一保安林の所在場所 秋 、一一の一、一一の三、一秋田県湯沢市泉沢字芋ノ 四から一六まで、

指定施業要件指定の目的 -砂の流出の防備

立木の伐採の方法

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、 定めな

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 ものとする。

る。) 田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供す田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供す にみのとおり」は、省略し、その関係書類を秋 及び樹種次のとおりとする。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) (中本) 令和七年六月三十日の指定をする。 の旨だとける。一十五条第一項の規定により、次のように保安林二十五条第一項の規定により、次のように保安林系末社(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

| 旨記う1|| スタ林の所在場所 秋田県雄勝郡羽後町軽井|| 保安林の所在場所 秋田県雄勝郡羽後町軽井|| 保安林の所在場所 秋田県雄勝郡羽後町軽井

指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

2 る。 その他の森林については、主伐に係る伐 字枝沢山六の一 (次の図に示す部分に限

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 P森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町主伐として伐採をすることができる立木

〇農林水産省告示第千三十二号

の指定をする。 次のように保安林

農林水産大臣 小泉進次郎

> 木平四三七八、 保安林の所在場所 土砂の流出の 新潟県新発田市大槻字梨 この防備

指定施業要件 指定の目的

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない

2 ものとする 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 は、当該立木の所在する市町村に係る市 主伐として伐採をすることができる立木 の町

及び樹種 次のとおりとする 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。 間

る。) 潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供す(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新

〇農林水産省告示第千三十三号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、次のように保安森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 、次のように保安林第二百四十九号)第

令和七年六月三十日 農林水産大臣

一 指定の目的 土砂の流出の防備中山一〇八の一、字尾越四二二、四三九の一中山一〇八の一、字尾越四二二、四三九の一年安林の所在場所 福岡県朝倉市杷木赤谷字 指定施業要件

1 次の森林については、 立木の伐採の方法 主伐は、 択伐によ

九の一(以上三筆について次の図に示す部字中山一〇八の一・字尾越四二二・四三 分に限る。)

2 採種を定めない。 その他の森林については、 主伐に係る伐

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上は、当該立木の所在する市町村に係る市 ものとする。 主伐として伐採をすることができる立木 の町

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 (「次の図」及び「次のとおり」 及び樹種次のとおりとする。 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。 は、 省略し、そ

〇農林水産省告示第千三十四号 備え置いて縦覧に供する。)

の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に

次のように保安林売二百四十九号)第

令和七年六月三十 日

農林水産大臣 小泉進次郎

四坂 三五の六、四九の一、福岡県朝倉市須川字合ノ

指定施業要件 - 次の森林については、立木の伐採の方法

る 主伐は、 択伐によ

採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町と伐として伐採をすることができる立木 ものとする。

備え置いて縦覧に供する。 の図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一の農林水産省告示第千三十五号 の指定をする。 令和七年六月三十日 農林水産大臣 奈良県吉野郡下北山村大村水産大臣 小泉進次郎

官

字浦向一〇六六保安林の所在場所 指定の目的 水源の涵養

指定施業要件 立木の伐採の方法 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町は、当該立木の所在する市町村に係る市町・主伐として伐採をすることができる立木・主伐に係る伐採種は、定めない。

3 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 ものとする。

良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供す(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈

三十三条の二の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の農林水産省告示第千三十六号 指定施業要件を変更する。 の第

令和七年六月三十日

農林水産大臣

小泉進次郎

〇、一一一四三の二五、字箒川尻一二九二〇四三の一、一一一四三の九、一一一四三の一所 山口県周南市大字須々万奥字緑山一一 一二九二七、一二九三一の一、一二九三一のから一二九二二まで、字江良田一二九二六、 一二九三七、一二九三八 二、字尻高一二九三三から一二九三五まで、 一二九二七、一二九三一の一、 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

に供する。

(三) (二) 保安林として指定された目的 水源の 酒が

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢木は、当該立木の所在する市町村に係る 以上のものとする。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場間及び樹種 次のとおりとする。 (3) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四三の一、一一一四三の二所 山口県周南市大字須々 山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一

の防備 保安林として指定された目的 土砂の流出

### (<u>≕</u>) 1 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(1)以上のものとする。 市 木は、当該立木の所在する市町村に係る 主伐として伐採をすることができる立 町村森林整備計画で定める標準伐期齢

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間及び樹種 次のとおりとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山

する件)の一部を次のように改正し、令和七年七保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百〇経済産業省告示第百三号 令和七年経済産業省告示第五十号(中小企業信用 月一日から適用する。 する件)の一部を次のように改正し、 六十四号)第二条第五項第四号の規定に基づき、 令和七年六月三十日

を 表の指定の期間の欄中「令和七年六月」 「令和七年九月三十日」 に改める。 武藤 二十容 日治

 $(\equiv)$   $(\longrightarrow)$ 

路

線

十二号

線 名 山陽自動車道吹田山令和七年六月三十日

国

土交通大臣

中 野

地の幅員

延

長

(メートル)

(メートル)

七

二七

九

道路の区域  $\Box$ 

岡山市北区今岡七五〇番から同市北区今岡八三五番一まで 区 間 前 別更

後

最最 最最 小大 小大

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、〇国土交通省告示第四百八十九号 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。 に供する。

中線 名 供 一 供 北区今岡八三五妥の 区 間 番一 ま 国 土交通大臣 令和七年七月一日六時 供 用 開始 中野 の 期 日

号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十

九

に供する。 その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、宮崎線 宮崎線 寄町字沖野一一六七番二まで宮崎線 寄町字沖野一一六七番二まで 宮崎線 お町字沖野一一六七番二まで 宮崎線 名 供 用 開 始 の 区 間路 線 名 帝 線 名 供 会和七年六月三十日 国土交通大臣 令和七年七月一日〇時 開始の期日 中野

たので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 次のとおり告示する。 関東地方整備局長 都市計画事業の認可をし 岩﨑

施行者の名称 東京都 令和七年六月三十日

都市計画事業の種類及び名称

事業地 事業施行期間 自令和七年六月三十日至令和十六年三月三十一日の種類及び名称 東京都市計画河川事業第五号石神井川

東京都練馬区関町北

丁 自

|町北三丁目及び関町北四丁目地

〇中部地方整備局告示第七十一号 規定に基づき、告示する。 使用の部分 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第

一項

0

令和七年六月三十日 その関係図面は、令和七年六月三十日. から二週間 般の縦覧に供する

道路の種類 一般国道 中部地方整備局長 佐藤 寿延

規定に基づき、

令和七年六月三十その関係図面は、令

Ħ

令和七年六月三十日

から

週

間

般

の縦覧に供する

九州地方整

正備局!

図

四道事務所四道事務所四 縦 覧 場 所収 森田 康夫

面長

道路法

(昭和二十七

年法律第百八

(十号)

第十八

八条第一

項

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、次のように道路の供用を開始するので、供用開始の期日 令和七年六月三十日供用開始の期日 令和七年六月三十日

· 十<sup>路</sup>

地一七一番一まで 熊野市有馬町字上ミ地一 田開開

五始 番

から同っ

連事務所 温面 縦 覧 場 所局長 佐藤 寿延

局

線 二 号

名

その

関係図面は、

令和七年六月二

二十月

から

週

間

般

令和七年六月三十日

官

号び

**四百路** 

折生迫字馬屋ヶ尻三七宮崎市大字折生迫字馬供 用 閱

七馬 開

番尻始

で六の

番

から

市大字

崎九

河州

同間

区

七屋

一二ま七

区域を変更したので、

道路

法

昭

和

干

-七年法

律

般の縦覧に供す

る

九州

地方整

備

嶌

長

森田

康

夫

線

名

区

九佐七世

市

ま草

-で苗 町

五三三

番

一から同市

"早岐"

〒

自

四

間

後変別更

敷

地

0

幅

員

延

長

| 〇九州地方整備局生||四|||図面縦覧場所

告示第八十九号
、 九州地方整備局及び同局長崎

河川国道

[道後前 事務]

三三

四四

七七

\_\_\_\_ ○ ○ 、 九九ト

七七ル

○○ - - - ル - - - ル

二三 百十 路

その関係図面は、令和七年六月三十日か定に基づき、告示する。次のように道路の供用を開始するので、次のように道路の供用を開始するので、

供用開始の期日

令和七年六月三十

五三三

番

から 同:

市の

早岐

二丁目 区

開

「から」

週

間

般

の縦覧に供す

九州地方整備局長 九州地方整備局長 四 面 縦、 供する。

国道事務 (国道事務)

道事務所 整備局及び同品 縦 覧 場 所 乗田 康夫

局

所美

間

道路法

(昭和二十七

年法律第百八十号)

第十八条第二項

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、次のように道路の供用を開始するので、 次のように道路の供用を開始するので、 次のように道路の供用を開始する。 町四熊  $(\equiv)$ 成番野 川字耳切っている。 路 の区 五重字 番県力 域 一まで 南牟婁郡紀宝 コダノ上七二 南 間 後 前 後変 別更 EDCBAEDCBA 同局 道路法 紀勢国道 敷 (昭和 地 の 事務所 幅 員 延 地の区分をいう。 図面に表示する敷 上記A、B、C、 第十八条第二項 備 考

答弁書受領 六月二十四日内閣

ある世界の恐ろしさという発言に関する質問に

る答弁書

明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質衆議院議員阿部知子提出カルテ開示及び受診証

する選挙に係る問題に関する質問に対する答弁

する質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁提出戦没者遺族への援護に関

と民法上の相互主義に関する質問に対する答弁衆議院議員松原仁提出外国人による不動産所有 衆議院議員松原仁提出外国人による不動産所

への支援に関する質問に対する答弁書 生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等 衆議院議員鈴木庸介提出ハーバード大学の留学

匤 会 事 項

### 衆 議

る質問に対する答弁書 衆議院議員福田玄提出自治体職員をハラスメン -から守る条例の議員活動に対する適用に関す から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長友よしひろ提出石破総理の金利が かる復職支援に関する質問に対する答弁書 衆議院議員福田玄提出教育職員の精神疾患にか

・・ り季刊度の悪用防止に関する再質問に対す衆議院議員竹上裕子提出外国人による運転免許対する答弁書

関する質問に対する答弁書 衆議院議員落合貴之提出政府の人口 問に対する答弁書 減少対策に

衆議院議員中谷一馬提出同姓同名の者が立候補

工作に関する再質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁提出外国情報機関による勧 国条項の撤廃に関する質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁提出国際連合憲章における敵 誘

公式謝罪を求めるべきことに関する質問に対す 衆議院議員松原仁提出原爆投下に対する米国

やギャンブル依存症対策等に関する質問に対す 衆議院議員山井和則提出オンラインカジノ規

おける在留審査体制に関する質問に対する答 衆議院議員青柳陽一 郎提出出入国在留管理庁に

> 衆議院議員阪口直人提出予備自衛官補からの 運営に関する質問に対する答弁書 衆議院議員落合貴之提出 昨今の政府の 経済財

任

政

整スキームに関する質問に対する答弁書 衆議院議員島田洋一提出洋上風力発電の 官階級に関する質問に対する答弁書 価格 調

衆議院議員田村貴昭提出在日米軍基地におけ 機構の新規業務に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木庸介提出独立行政法人国際協 PCBに関する質問に対する答弁書 Ź

衆議院議員鈴木庸介提出独立行政法人国際協力 機構の信用保証業務におけるポートフォリオに 衆議院議員鈴木庸介提出独立行政法人国際協力 応に関する質問に対する答弁書 機構の信用保証業務における債務不履行時の 対

答弁書 立行政法人の投資差止めに関する質問に対する 衆議院議員鈴木庸介提出年金積立金管理運用 関する質問に対する答弁 独

ける石油製品価格の公正性調査及び格差是正に 衆議院議員屋良朝博提出沖縄県八重山地 島の交通網に関する質問に対する答弁書 衆議院議員屋良朝博提出沖縄県北部地域及び 関する質問に対する答弁書 お 離

衆議院議員屋良朝博提出公立沖縄北部医療セン 衆議院議員屋良朝博提出沖縄・ 弁書 ター整備等に係る支援に関する質問に対する答 ロール事業に関する質問に対する答弁書 地域安全パ

質問に対する答弁書 及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する 衆議院議員屋良朝博提出さとうきびの生産振 興

衆議院議員屋良朝博提出保育士配置基準の見 質問に対する答弁書 公定価格の引上げ及び障害児保育に関する 直

衆議院議員中谷一馬提出物価高騰下における国 等に対して我が国の当局が有する第 衆議院議員屋良朝博提出我が国に駐留する米兵 民生活の困窮と消費税減税の必要性に関する質 を放棄した事案に関する質問に対する答弁書 一次裁判権

衆議院議員中司宏提出霊感商法と放送のあり と関する質問に対する答弁書 方 問に対する答弁書

項後段の規定による通知書を受領した。 十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一 あり、これに日時を要するため、令和七年六月一 円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する 六月二十四日内閣から衆議院議員杉村慎治提出 質問事項について検討する必要が

までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段 これに日時を要するため、令和七年六月二十七日 衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問 の規定による通知書を受領した。 に対して、質問事項について検討する必要があり、 又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出陸上自

の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知 るため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨 について検討する必要があり、これに日時を要す キャンセル問題に関する質問に対して、質問事項 書を受領した。 又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出祝日 した。

対して、質問事項について検討する必要があり、 以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に 定による通知書を受領した。 アアップ助成金制度の変更に関する質問に対し に日時を要するため、令和七年六月二十七日まで に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規 又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出キャリ 又同日内閣から衆議院議員山川仁提出本土復帰 質問事項について検討する必要があり、これ

よる通知書を受領した。 時を要するため、令和七年六月二十七日までに答 質問事項について検討する必要があり、これに日 弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定に ける過重な米軍基地負担に関する質問に対して、 又同日内閣から衆議院議員山川仁提出沖縄にお までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段

これに日時を要するため、令和七年六月二十七日

の規定による通知書を受領した。

国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書 ため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の 地内立入申請に関する質問に対して、質問事項に 素化合物(PFAS)汚染源特定のための米軍基 ついて検討する必要があり、これに日時を要する 又同日内閣から衆議院議員山川仁提出有機フッ

これに日時を要するため、令和七年六月二十七日対して、質問事項について検討する必要があり、 の規定による通知書を受領した。 までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段 島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に 又同日内閣から衆議院議員阿部祐美子提出硫黄

までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段 の規定による通知書を受領した。 に対して、質問事項について検討する必要があり、後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問又同日内閣から衆議院議員篠田奈保子提出離婚 これに日時を要するため、令和七年六月一

第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法 検討する必要があり、これに日時を要するため、 の対応に関する質問に対して、質問事項について 万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府 又同日内閣から衆議院議員大石あきこ提出十一

七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項り、これに日時を要するため、令和七年六月二十 問に対して、質問事項について検討する必要があ 後段の規定による通知書を受領した。 る能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質

よる通知書を受領した。 弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定に 時を要するため、令和七年六月二十七日までに答 おける日本軍性暴力被害に関する質問に対して、又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出中国に 質問事項について検討する必要があり、これに日

る質問に対して、質問事項について検討する必要ウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関す よる通知書を受領した。 弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定に 質問事項について検討する必要があり、これに日 方創生二・○基本構想」に関する質問に対して、又同日内閣から衆議院議員神津たけし提出「地 があり、これに日時を要するため、令和七年六月 時を要するため、令和七年六月二十七日までに答 二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第 二項後段の規定による通知書を受領した。

年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十 る必要があり、これに日時を要するため、 る国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態 五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 に関する質問に対して、質問事項について検討す 又同日内閣から衆議院議員阪口直人提出いわゆ 令和七

抑留者問題の解決と国立戦争資料館 又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出シベリア

二十七日

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出いわゆ

又同日内閣から衆議院議員青山大人提出関節リ

年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十 る必要があり、これに日時を要するため、令和七 に関する質問に対して、質問事項について検討す 五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 (仮称) 整備

の規定による通知書を受領した。 までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段 これに日時を要するため、令和七年六月二十七日 対して、質問事項について検討する必要があり、 の備品が所在不明となっている件に関する質問に 又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出政府所有

者の過半数代表者に関する質問に対して、

質問事

又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出労働

の規定による通知書を受領した。

があり、これに日時を要するため、令和七年六月 二項後段の規定による通知書を受領した。 る質問に対して、質問事項について検討する必要 食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関す 二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第 又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出輸入冷凍

討する必要があり、これに日時を要するため、令蓄米に関する質問に対して、質問事項について検 七十五条第二項後段の規定による通知書を受領し 和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第 又同日内閣から衆議院議員田村貴昭提出政府備

後段の規定による通知書を受領した。 七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項 問に対して、質問事項について検討する必要があ 承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質 り、これに日時を要するため、令和七年六月二十 又同日内閣から衆議院議員たがや亮提出皇位継

アース貿易に関する質問に対して、質問事項につ又同日内閣から衆議院議員鈴木庸介提出レア る旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による 要するため、令和七年六月二十七日までに答弁す 事項について検討する必要があり、これに日時を ラテンアメリカ外交に関する質問に対して、質問 通知書を受領した。 又同日内閣から衆議院議員鈴木庸介提出日本・

会法第七十五条第二項後段の規定による通知書をめ、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国 受領した。 いて検討する必要があり、これに日時を要するた

定による通知書を受領した。 に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規 的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対し に日時を要するため、 て、質問事項について検討する必要があり、これ 又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出医療 令和七年六月二 一十七日まで

までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段 保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問 これに日時を要するため、令和七年六月二十七日 に対して、質問事項について検討する必要があり、 又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出健康

知書を受領した。 するため、令和七年六月二十七日までに答弁する 項について検討する必要があり、これに日時を要 旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通

外かく環状道路の費用便益比に関する質問に対し 定による通知書を受領した。 に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規 に日時を要するため、令和七年六月二十七日まで 又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出東京 質問事項について検討する必要があり、これ

した。 第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領 令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法 て検討する必要があり、これに日時を要するため、 さと納税に関する質問に対して、 又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出ふる 質問事項につい

知書を受領した。 するため、令和七年六月二十七日までに答弁する 項について検討する必要があり、これに日時を要 対する政府の取組に関する質問に対して、 旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 連合自由権規約委員会による日本への総括所見に 又同日内閣から衆議院議員吉田はるみ提出国際 質問事

があり、これに日時を要するため、令和七年六月 る質問に対して、質問事項について検討する必要 員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関す 二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第 一項後段の規定による通知書を受領した。 又同日内閣から衆議院議員山井和則提出介護職

年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する あり、これに日時を要するため、令和七年六月一 質問に対して、 項後段の規定による通知書を受領した。 十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二 又同日内閣から衆議院議員山井和則提出家計 質問事項について検討する必要が

報

項後段の規定による通知書を受領した。
十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二質問に対して、質問事項について検討する必要が質問に対して、質問事項に対する政府見解に関する対策としての現金給付に対する政府見解に関する対策としての現金給付に対する政府見解に関する

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出保育所又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出保育所といって検証等に関する質問に対して、質問事項について検置等に関する質問に対して、質問事項について検証等に関する質問に対して、質問事項について検証を決めるという。

又同日内閣から衆議院議員阪口直人提出子育でした。

又司日内閣から衆義院議員井坂言を是出毎上呆」が一人材センターのインボイス対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、定に対して、質問事項について検討する必要があり、定バー人材センターのインボイス対応に関する質問にバー人材センターのインボイス対応に関する質問にバー人材センターのインボイス対応に関する質問に

規定による通知書を受領した。でに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段のでに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段のして、質問事項について検討する必要があり、こして、質問事項について検討する必要があり、こして、質問事項に対して、質問事項に対して、質問事項に対して、質問事項に対して、質問事項に対して、質問事項に対して、

事項について検討する必要があり、これに日時を | 空生薬の薬価の見直しに関する質問に対して、質問 | と文同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出漢方・ | と

9

通知書を受領した。 る旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による要するため、令和七年六月二十七日までに答弁す

第二項後段の規定による通知書を受領した。第二項後段の規定による通知書を受領した。する質問に対して、質問事項について検討する必替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関

二項後段の規定による通知書を受領した。
二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第があり、これに日時を要するため、令和七年六月があり、これに日時を要するため、令和七年六月があり、これに日時を要するため、令和七年六月がより、

二項後段の規定による通知書を受領した。二項後段の規定による通知書を受領した。の人事構成における民間人材の比率と役割に関すがあり、これに日時を要するため、令和七年六月があり、これに日時を要するため、令和七年六月があり、これに日時を要するため、令和七年六月で大阪に答弁する旨の担会が、会員と、大阪による通知書を受領した。

定による通知書を受領した。

で作成される商標の取扱い等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに日時を要するため、令和七年六月二十七日までで作成される商標の取扱い等に関する質問に対して作成される商標の取扱い等に関する質問に対して作成される商標の取扱い等に関する質問に対していた。

二項後段の規定による通知書を受領した。二年七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第る質問に対して、質問事項について検討する必要等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関すりで、質問事項について検討する必要

定による通知書を受領した。

で答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規に目時を要するため、令和七年六月二十七日まで、質問事項について検討する必要があり、これ籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対し籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対し

を受領した。

「関内閣から衆議院議員松原仁提出攻撃用無を受領した。

書を受領した。

書を受領した。

書を受領した。

書を受領した。

書を受領した。
書を受領した。
書を受領した。
書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出外国人の通知書を受領した。

第二項後段の規定による通知書を受領した。 東があり、これに日時を要するため、令和七年六 要があり、これに日時を要するため、令和七年六 要があり、これに日時を要するため、令和七年六 でに答弁する旨の国会法第七十五条 では、質問事項について検討する必 では、質問事項に対した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出中古品取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断取引の未計上がGDP統計の構度および政策判断

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハー又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハース同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハース同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハース同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハースの通知書を受領した。

受領した。

受領した。

受領した。

受領した。

の見直しに関する質問に対して、質問事項につ度の見直しに関する質問に対して、質問事項につ度の見直しに関する質問に対して、質問事項につ度の見直しに関する質問に対して、質問事項につ

定による通知書を受領した。
に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規て、質問事項について検討する必要があり、これて、質問事項について検討する必要があり、これて、質問事項について検討する必要があり、これに答弁する質問に対し年金不支給判定急増の報道に関する質問に対している。

の規定による通知書を受領した。

の規定による通知書を受領した。

の規定による通知書を受領した。

の規定による通知書を受領した。

の規定による通知書を受領した。

知書を受領した。
知書を受領した。
知書を受領した。
知書を受領した。
知書を受領した。

る通知書を受領した。

マ同日内閣から衆議院議員阿久津幸彦提出マンフ同日内閣から衆議院議員阿久津幸彦提出マンフにの対した。質別の国会法第七十五条第二項後段の規定によする旨の国会法第七十五条第二項後段の規定により、これに日時間事項について検討する必要があり、これに日時間事項について検討する必要があり、これに日本では、

こ。

一大工条第二項後段の規定による通知書を受領した。

中七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第

村する必要があり、これに日時を要するため、令

振れに関する質問に対して、質問事項について検

振れに関する質問に対して、質問事項について検

フ同日内閣から衆議院議員櫻井周提出税収の上

の規定による通知書を受領した。

知書を受領した。

旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通

の適正利用に関する質問に対して、質問事項につ 会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を いて検討する必要があり、これに日時を要するた 又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出公営競技 又同日内閣から衆議院議員酒井なつみ提出有料 令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国

電施設のブレード落下事故への対応に関する質問又同日内閣から衆議院議員緑川貴士提出風力発 七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項 看護制度を利用した不正請求への対応に関する質 までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段 後段の規定による通知書を受領した。 り、これに日時を要するため、令和七年六月二十 問に対して、質問事項について検討する必要があ 老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問 に対して、質問事項について検討する必要があり、 これに日時を要するため、令和七年六月二十七日

項について検討する必要があり、これに日時を要 知書を受領した。 するため、令和七年六月二十七日までに答弁する 況指数の公表廃止に関する質問に対して、質問事 旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通 するため、令和七年六月二十七日までに答弁する 項について検討する必要があり、これに日時を要 歯科健診の導入等に関する質問に対して、 又同日内閣から衆議院議員緑川貴士提出コメ作 又同日内閣から衆議院議員緑川貴士提出国民皆 質問事

官

の規定による通知書を受領した。 までに答弁する旨の国会法第七十五条第一 おけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問 これに日時を要するため、令和七年六月二十七日 に対して、質問事項について検討する必要があり、 又同日内閣から衆議院議員梅村聡提出我が国に 二項後段

令和六年度第四・四半期における予算使用の状 めに講じた措置の内容等に関する報告 第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のた 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 六月二十四日内閣から次の報告書を受領した。 和六年度第四 (ただし出納整理期間を含まず。) ・四半期における国庫の状況

から次の報告書を受領した。 又六月二十六日国と地方の協議の場議長林芳正

通知書受領

度第一回) の規定に基づく国と地方の協議の場(令和七年 国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項 における協議の概要に関する報告書

### 院

### 答弁書受領

六月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。 政策評価に関する質問に対する答弁書 参議院議員浜田聡提出医療費適正化計画に係る (第一八

質問に対する答弁書(第一八一号) 加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する づく審議会等の委員の任命に関する質問に対す 参議院議員浜田聡提出誇大広告による実績に基 等に関する質問に対する答弁書(第一八二号) 日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈 参議院議員浜田聡提出期日前投票及び投票日当 参議院議員浜田聡提出消費税減税がインフレを

る数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問 参議院議員浜田聡提出医療費適正化計画におけ 用等に関する質問に対する答弁書(第一八四号) 導入及び電子証明書を用いたeKYCの制度運 参議院議員齊藤健一郎提出行政事務標準文字の る答弁書 (第一八三号) に対する答弁書(第一八五号)

可に関する質問に対する答弁書(第一八六号) 参議院議員浜田聡提出武雄アジア大学の設置認 人タレントの出演に関する質問に対する答弁書 参議院議員浜田聡提出中国企業のCMへの日本 (第一八七号)

する答弁書 (第一八八号) 参議院議員浜田聡提出 光業への影響及び政府の対策に関する質問に対 参議院議員浜田聡提出災害の予言報道による観 ス」設立の必要性に関する質問に対する答弁書 「日本版チャイナ・ハウ

度に関する質問に対する答弁書(第一九〇号) 定の状況に関する質問に対する答弁書 参議院議員石橋通宏提出我が国における難民認 参議院議員石橋通宏提出ミャンマー国軍総司令 官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態 号 第一九

> 知書を受領した。の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通 るため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨 いずれも検討する必要があり、これに日時を要す 六月二十四日内閣から、次の質問については、

限 六月二十七日) る質問 (第一九二号)(答弁することができる期 参議院議員齊藤健一郎提出観光公害対策に関す

挙の公平性の確保に関する質問 参議院議員浜田聡提出政治資金の透明性及び選 六月二十七日) (第一九] 三号

参議院議員浜田聡提出地方自治体の外郭団体に 去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問(第参議院議員浜田聡提出石破茂内閣総理大臣の過 九四号)(同 六月二十七日)

十七日) ディングスの外資比率と総務省の対応の適切 参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホール 質問 (第一九五号)(同 六月二十七日) おける職員の採用・登用・不祥事対応に関する に関する第三回質問 (第一九六号)(同 六月

九七号) (同 参議院議員浜田聡提出外務省ウェブサイト 「南京事件」 に係る記述に関する再質問 六月二十七日) (第

九号)(同 六月二十七日) 海外進出による被害防止に関する質問 参議院議員塩村あやか提出悪質ホストクラブ する質問 (第一九八号)(同 参議院議員野田国義提出固定価格買取制度に関 六月二十七日) (第一九)

号)(同 六月二十七日) 過程における文書管理に関する質問(第二〇二 参議院議員川田龍平提出PFASのリスク評価 関する質問(第二〇一号)(同 六月二十七日) 参議院議員紙智子提出海外先住民の遺骨返還に する質問 (第二〇〇号)(同 六月二十七日) 参議院議員塩村あやか提出消防団員の支援に関

参議院議員浜田聡提出自然的親子関係に基づく 三号) (同 事業等に係る誹謗中傷等に関する質問 参議院議員福島みずほ提出若年被害女性等支援 七月一日) (第二〇

ンス強化の必要性に関する質問 参議院議員浜田聡提出報道機関のコンプライア 自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質 (第二〇四号)(同 七月一日) 第 一〇五号)

参議院議員浜田聡提出JUTMに関する再質問 (第二〇六号) (同 七月一旦) 七月一日)

> 自衛隊の自主性確保に関する質問(第二〇七号)参議院議員浜田聡提出国防上の電波利用に係る 七月一日

収支及び成果指標に関する質問 参議院議員浜田聡提出大阪・関西万博の運営費 (第二〇八号)

七月一日

票り見重シこ関する質問(第二○九号)(同─七参議院議員浜田聡提出形骸化した定員合理化目/ 標の見直しに関する質問 (第二○九号)(同 月一日

医療施策への公的補助の見直しに関する質問参議院議員浜田聡提出エビデンスが乏しい予防 参議院議員浜田聡提出介護支援専門員の担当件 (第二一〇号) (同 七月一日)

が認められない法的根拠に関する再質問(第二参議院議員浜田聡提出営利法人に病院等の開設 七月一日 七月一日)

数の上限及び根拠等に関する質問(第二一一

号

推計における人口前提の妥当性に関する質 参議院議員浜田聡提出子ども・子育て関係費 (第二一三号) (同 七月一日) 二号)(同 問 0

参議院議員浜田聡提出政府が行う推計と実績

拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問参議院議員浜田聡提出ストレスチェックの対象 号) (同七月一 乖離要因分析の必要性に関する質問 第二一 四の

(第二一五号) (同 七月一日)

参議院議員山本太郎提出政府の米政策に関する 関する質問 (第二一七号)(同 七月一日) 関する質問(第二一六号)(同 参議院議員浜田聡提出特定健康診査・特定保健 質問 (第二一八号)(同 七月一 参議院議員浜田聡提出医療・福祉の非営利性に 指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに 七月一日)

演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問参議院議員石垣のりこ提出公職選挙法上の個人に関する質問(第二一九号)(同 七月一日) 海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文参議院議員石垣のりこ提出関東大震災時に東京 (第二二〇号)(同 七月一日)

染症に係るワクチン接種事業に関する質問(第参議院議員水野素子提出新型コロナウイルス感 参議院議員石川大我提出男性のDV被害と自殺 する質問 (第二二一号)(同 七月一日) 参議院議員石川大我提出DVからの避難等に関 に関する質問(第二二二号)(同 七月一日)

対象拡大に関する質問 参議院議員水野素子提出緩和ケアの診療加算 日 (第二 一四号) (同 0

七月一日)

る (六月二十六日)

従六位に叙する(各通)

綱三

信哉

従七位に叙する(以上五月三十日)

佐々木憲政

琢

彌

肇

## (カジノ管理委員会事務局総務 カジノ管理委員会 正四位に叙する 従七位に叙する (各通)(以上五月 (東京農工大学名誉教授)

幸男

竹下

文人

二十三月

宮田

清藏

楠木

昭

田

順子

(カジノ管理委員会事務局次長) 企画部長) 内閣府事務官 中山 隆 介

総務企画部長事務取扱を命ずる(以上六月三十日) 俊之

従五位に叙する

正五位に叙する

叙 勲 従六位に叙する (各通)

土山 健介

岩松 初雄 伏木 宗男

(福島大学名誉教授) 小澤従七位に叙する(各通)(以上五月二十二日) 河上不二夫 樗澤満洲紀 勝治

齋藤 大森 愃治 光雄 省三 中村 鈴木 高 橋 岡

嶋田

文部科学省に出向させる(六月二十五日) (統括官付参事官) 復興事務官 山  $\mathbb{H}$ 

哲

也

正六位に叙する(各通)

義則

谷川

政 悟 信

初 笹野 目

治操

·阿瀬義孝

堀

等

保

井上

藤本

康孝

法花堂良一

幸男

寺井

啓高

原谷

俊明

(北海道大学名誉教授 横 廣山 重 高畑 義 匡 入 輝力 従七位に叙する 従五位に叙する 正七位に叙する(各通)

(大阪府警視)

木村

(各通)(以上五月

大西

宏

水担

仁郎

松本 仲谷 佐藤

靜 元 博 樹 斌司

(各通)

外 上 山 條 土田 長谷川 松澤 磯 川嘉澄 誠 嘉宣 廣 志 毅 司 樋 中 鈴 口 村 木 松本 中曽根 小林 光哲正 是表 吉慶 喬 勝 正六位に叙する (各通) 従六位に叙する(各通) 百瀬 石川 西谷

頼房 健三

**久留米** 

間

良照 繁

馬寺島内

和泰良

末本

明

彦

橋本

岩夫清

吉高田橋

徳保

佐藤

正七位に叙する 正七位に叙する(以上五月二十五 (五月二十六日) 且  $\mathbb{H}$ 

方

徳彦

従六位に叙する 正六位に叙する (以上五月 一十七日) 谷 亜生

代

昭次

正七位に叙する (各通) 正 永尾 克已

直

公

従七位に叙する (以上五月 一十八旦 黒澤 強

正七位に叙する (各通)(五月二十九日) 田 弘 吉田 秀夫

正七位に叙する 學

瑞宝単光章を授ける

(各通)(以上五月二十二日)

橋口

晧

長谷川

實

二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

 $(\mathbf{\overline{H}})$ 

占

### 皇 室 事

廣志

## 認証官任命式

今吉

六月二十五日午後三時、

旭日単光章を授ける(五月二十五日 (岩手大学名誉教授) 根本 高畑 義人 正典 旭日単光章を授ける

(各通) (五月二十四日)

旭日単光章を授ける

(五月二十三日)

小林捷二郎

宮腰

務

瑞宝中綬章を授ける 瑞宝小綬章を授ける 中曽根

喬

1496号

瑞宝双光章を授ける (各通) 松澤 上條 誠司 嘉 正宣 彦 外山 松本 樗澤満洲紀 吉慶

瑞宝双光章を授ける (各通) 八木橋 河原 橋 愃 要治 齋藤 山崎 綱三 光雄

瑞宝単光章を授ける (各通)(以上五月二十二 楠木 旦 昭

宮田

政徳

官

瑞宝小綬章を授ける 初野 誠治 原谷 小阿瀬義孝 俊明 藤 寺本 井 康孝 啓高

法花堂良

瑞宝単光章を授ける 瑞宝双光章を授ける 末本 明彦 馬阜(以上五月二十四日) 馬島 井上 和夫 政信

令和七年六月三十日

瑞宝双光章を授ける (各通)(五月二十五日) 小方 徳彦

瑞宝単光章を授ける(五月二十六日) 吉田 秀夫

瑞宝単光章を授ける(五月二十九日)

瑞宝単光章を授ける 〇返上の請願 (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 秋田

勲章返上の請願の件許可された

善祺

会員理事 贫

飯盛

徹夫

(七) (六)

用

の

図 占 囊

 $\mathbb{H}$ 

₩

(**1**i)

占

用

を

褒章返上の請願の件許可された(以上六月二十日) 西村 浩

宮中において、 人事官 (<u></u>

式が行われた。 川本裕子及び特命全権大使西内和彦の認証官任命 十六日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。 御祝電 六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。 十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。 天皇陛下は、ジブチの独立記念日につき、六月 天皇陛下は、クウェートの新年につき、 天皇陛下は、エジプトの新年につき、六月二十 天皇陛下は、バーレーンの新年につき、 六月二 六月二

### 官 庁 報

### 官 庁 事 項

十一条の十二第四号、 日本貸金業協会より届出があったので、同法第四 十三条第二項、第二十四条の四十一の規定により、 規定により公示する。 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三 第二十四条の五十第二号の

任した。 の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更 貸金業法第二十七条第一項第三号、第二十四条 次の者が令和7年6月11日付で、 金融庁長官 会員理事を退 英樹

5		
次の者が令和7年6 いて、会員理事に選任	会員理事	役職
月11日第18回定時総会にお された。	河野 雅明	氏 名

學

## 項

九州地方整備局公示 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

令和七年六月三十日

九州地方整備局長

森田

康夫

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

道 路 の 種 類 般国道

線 名 十号

占用を 制 限 する 区 域

(<u>≕</u>)

鹿児島市吉野町九七〇〇番一二から同市吉野町九六九八番五まで

備

考

(**PU**)

制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の この限りでない。

用 を 制 限 する 理 由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 おける被害の拡大を防止するため 災害が発生した場合に

(七) (六) 図 占 用 面 の 制限の開 縦 覧 始の 場 期日 所 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所 令和七年七月

区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、 同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 道路の占用を制限する

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。 令和七年六月三十日

九州地方整備局長

森田

康夫

道 路 路 の 線 種 名 類 二百二十五号 一般国道

 $(\equiv)$   $(\equiv)$ 占用を 制 限 する 区 域

域

備

考

南九州市川辺町野崎字中野西八二九八番一地内

(**PU**)

制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を

認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の この限りでない

制 限 す る 理 由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 おける被害の拡大を防止するため 災害が発生した場合に

制限 の開 始 の 期 日 令和七年七月

面 縦 覧 場 所 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

### 公 #

### 財 車 関

### 保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則(平成8年法務省・大蔵省令第3号)第12条第2項の規定により次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 BMS Japan株式会社
- 2. 住所 東京都千代田区丸の内1丁目11-1パ シフィックセンチュリープレイス13階
- 3. 代表者の氏名 代表取締役 ティモシー・ヒューイット
- 4. 取戻しをしようとする保証金の額 38.452.952円
- 5. 上記の者(登録番号関東財務局長第83号)の保証金につき保険業法第291条第6項の権利を有する者は、令和8年1月5日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第4号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第四課に提出されたい。
- 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。

令和7年6月30日

関東財務局長 目黒 克幸

### 金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内 閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定によ り次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社
- 2. 住所 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル9階
- 3. 代表者の氏名 代表取締役 大澤 弘毅
- 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5.000.000円
- 5. 上記の者(登録番号関東財務局長(金商)第 494号)の営業保証金につき金融商品取引法第 31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年 1月5日までに金融商品取引業者営業保証金規 則別紙様式第5号による申出書に権利を有する ことを証する書面を添えて関東財務局理財部証 券監督第2課に提出されたい。
- 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。

令和7年6月30日

関東財務局長 目黒 克幸

### 金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内 閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定によ り次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 双日レジデンシャルパートナーズ株式会社
- 2. 住所 東京都港区虎ノ門一丁目1番21号 新虎ノ門実業会館2階
- 3. 代表者の氏名 代表取締役 神崎 圭輔
- 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 5. 上記の者(登録番号関東財務局長(金商)第3399号)の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年1月5日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第2課に提出されたい。
- 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。 令和7年6月30日

関東財務局長 目黒 克幸

### 相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

### 令和7年(家)第20024号

群馬県佐波郡玉村町大字下新田1023番地6 申立人 清水 和夫

本籍群馬県佐波郡玉村町大字五料900番地1、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字五料900番地1、死亡の場所群馬県佐波郡玉村町、死亡年月日令和6年11月29日、出生の場所群馬県佐波郡芝根村、出生年月日昭和13年9月27日、職業無職

被相続人 亡 中沢 征一

事務所群馬県前橋市古市町1丁目43番地1弁 護士法人釘島総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近野 宏幸 催告期間満了日 令和8年1月12日

前橋家庭裁判所

### 令和7年(家)第20028号

群馬県渋川市石原56番地3

申立人 清水 敏晶

本籍群馬県前橋市朝倉町3丁目11番地3、最後の住所群馬県渋川市渋川3668番地4 三愛荘、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所群馬県勢多郡上川淵村、出生年月日昭和13年6月19日、職業無職

被相続人 亡 高橋フミ子

群馬県前橋市下細井町216-1 ラ・フランス2階 山本法律事務所

相続財産清算人 山本 和徳

催告期間満了日 令和8年1月13日

前橋家庭裁判所

### 令和7年(家)第3032号

長野県佐久市下小田切150番地5

申立人 篠原 捷四

本籍長野県佐久市下小田切206番地1、最後の住所長野県佐久市勝間26番地1 城山荘1階 103号、死亡の場所長野県南佐久郡佐久穂町、死亡年月日令和5年12月5日、出生の場所長野県南佐久郡田口村、出生年月日昭和22年1月31日、職業自営業

被相続人 亡 土屋 幸則

事務所長野県佐久市岩村田1158番地13 ピースタウン平和ビル1階 大草・小林法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 真大催告期間満了日 令和8年1月12日

長野家庭裁判所佐久支部

### 令和7年(家)第103号

静岡県磐田市明ケ島1077番地72

申立人 北堀 勝男

本籍静岡県藤枝市高洲24番地8、最後の住所 静岡県藤枝市高洲24番地の8、死亡の場所静 岡県藤枝市、死亡年月日推定令和7年1月16 日、出生の場所静岡県藤枝市、出生年月日昭 和30年2月14日、職業自営業

被相続人 亡 北堀 修一

静岡県藤枝市田沼1丁目14番23号はねだ司法 書士事務所

相続財産清算人 司法書士 羽根田龍彦 催告期間満了日 令和8年1月10日 静岡家庭裁判所島田出張所

### 令和7年(家)第2059号

愛知県稲沢市稲府町1番地

申立人 稲沢市 代表者市長 加藤錠司郎 本籍愛知県稲沢市平和町平六192番地、最後 の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県稲沢市、 死亡年月日令和5年1月29日、出生の場所佐 賀県杵島郡大町町、出生年月日昭和23年11月 22日、職業不明

被相続人 亡 最上 敏行

愛知県稲沢市国府宮2丁目5番5号 Axi sビル3階 稲沢総合法律事務所

相続財産清算人 大宮 隆志

催告期間満了日 令和8年1月12日

名古屋家庭裁判所一宮支部

### 令和7年(家)第30210号

北海道小樽市花園3丁目17番11号

申立人 沖 司幹

本籍北海道小樽市緑2丁目33番地、最後の住所北海道小樽市緑2丁目12番17号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和10年2月2日、職業無職

被相続人 亡 山中 愛子

北海道小樽市稲穂2丁目22番1号小樽経済センタービル6階弁護士法人小樽法律事務所相続財産清算人 村越 仁

催告期間満了日 令和8年1月16日

札幌家庭裁判所小樽支部

### 令和7年(家)第616号

釧路市双葉町12番8号 佐藤芳幸方

申立人 佐藤百合子

本籍北海道釧路市材木町16番地、最後の住所 釧路市駒場町3番29号 こまば、死亡の場所 北海道釧路市、死亡年月日令和4年2月28日、 出生の場所北海道釧路郡鳥取村、出生年月日 昭和9年3月13日、職業無職

被相続人 亡 河崎 澄子

釧路市黒金町7丁目4-1 太平洋興発ビル 8階 くしろ合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 圭 催告期間満了日 令和8年1月16日

釧路家庭裁判所

Ø

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

### 令和7年(へ)第1号

岩手県九戸郡洋野町種市第16地割136番地 申立人 髙城 邦夫

中立人手続代理人弁護士 彦太 拓眞 同 角 真太朗 同 小林 卓泰

権利の届出の終期 令和7年9月16日

令和7年5月28日 盛岡簡易裁判所 (別紙) 目 録

1 土地 九戸郡洋野町種市第74地割字松ケ沢139 番22

山林 420614平方メートル

- 2 登記年月日番号 盛岡地方法務局二戸支局昭和 6 年 4 月10日受付第516号
- 3 登記した権利の内容 登記の目的 地上権設定 原因 昭和3年10月2日設定 目的 竹木所有のため 存続期間 満13年

地代 金2,333円

支払期 契約成立と同時に全部支払ふ約 地上権者 種市村第16地割66番地

工藤仁太郎

共同目的物件 九戸郡種市町第74地割字松ケ沢 139番41、139番42、139番43、139番44、139 番45、139番46、139番47、九戸郡種市町第74 地割字松ケ沢139番66、同番69、九戸郡洋野 町種市第74地割字松ケ沢139番74の土地順位 3番の登記を移記

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

### 令和7年(家)第1069号

北海道札幌市中央区南 3 条西24丁目 3 番10—401号

申立人 羽生 達人

本籍北海道札幌市南区藤野1条10丁目5番、 最後の住所北海道札幌市南区藤野1条10丁目 5番26号

不在者 羽生 常子 昭和15年2月23日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

札幌家庭裁判所

### 令和7年(家)第1221号

北海道札幌市白石区北郷1条10丁目5番10号 ビリオネア北郷11番館205号

申立人 梅崎 雅治

本籍北海道札幌市北区屯田3条6丁目7番、 最後の住所北海道札幌市豊平区西岡4条14丁 目5番1号

不在者 矢野 雅子 昭和21年6月11日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

札幌家庭裁判所

### 令和6年(家)第404号

大分県大分市大字駄原2881番地の244 申立人 渡邉 葉子

本籍大分県大分市大字駄原569番地、最後の 住所群馬県伊勢崎市昭和町3911番地 不在者 渡邉 容久

昭和39年4月11日生

届出期間満了日 令和7年10月20日

前橋家庭裁判所

### | 令和7年(家)第122号

埼玉県春日部市薄谷185番地1

申立人 石川 忠伯

本籍埼玉県春日部市薄谷116番地、最後の住 所埼玉県春日部市薄谷116番地

不在者 石川 勇

昭和6年7月2日生

届出期間満了日 令和7年10月20日 さいたま家庭裁判所越谷支部

### 令和6年(家)第6628号

東京都千代田区九段南 4 — 1 —10—1402 申立人 山ノ内明美

本籍大阪府大阪市西区九条2丁目12番地4、 最後の住所不明

不在者 池田 巴

大正11年12月10日生

届出期間満了日 令和7年10月7日

東京家庭裁判所

### 失踪宣告

### 令和6年(家)第5631号

本籍千葉県我孫子市本町2丁目424番地、最後の住所東京都荒川区南千住7丁目7番4-403号

不在者 小柳 英男

昭和17年3月14日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第7037号

本籍山口県宇部市昭和町1丁目11番地7、最 後の住所不明

不在者 津森 逸子

昭和14年4月10日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第9192号

本籍栃木県真岡市大沼59番地、最後の住所東 京市深川区千田町10番地 3

不在者 伊澤キクイ

昭和5年3月21日生

令和7年6月4日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第1314号

本籍北海道河西郡更別村字更別632番地7、 最後の住所北海道河西郡更別村字更別194番 地56

不在者 土屋 英市

昭和34年6月28日生

令和7年5月24日失踪宣告審判確定 釧路家庭裁判所帯広支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第172号

本籍東京都目黒区下目黒3丁目5番、最後の 住所群馬県伊勢崎市平和町13番13号

不在者 盛本 憲治

昭和33年11月13日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定 前橋家庭裁判所裁判所書記官

### 失踪宣告取消

### 令和7年(家)第17号

本籍福島県白河市大信下新城字中区72番地2、住所福島県白河市大信下新城字中区72番地2

申立人(失踪者) 大竹 忠雄

昭和28年3月21日生

令和7年6月5日失踪宣告取消審判確定 福島家庭裁判所白河支部裁判所書記官

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

### 令和6年(へ)第2号

東京都品川区八潮3丁目2番31号

申立人 株式会社近鉄ロジスティクス・システムズ

代表者代表取締役 金田 安弘

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月27日

令和7年6月6日

上田簡易裁判所

岐阜簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1 涌

手形番号 DZ11253

金額 165,000円

支払期日 令和6年4月25日

支払地 長野県千曲市

支払場所 株式会社八十二銀行屋代支店

振出日 令和6年1月25日

振出地 長野県千曲市大字鋳物師屋75番地5

振出人 サクラ精機株式会社 代表取締役 東 竜一郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 令和7年(へ)第1号

岐阜市柳津町北塚3-35レジデンス北塚2

申立人 渡邉工業株式会社

代表者代表取締役 渡邉 和樹

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月2日

令和7年6月3日 (別紙) 目 録

約束手形 1 涌

手形番号 BA02917

金額 200,000円

支払期日 令和7年5月31日

支払地 岐阜市

支払場所 株式会社十六銀行本店営業部

振出日 令和6年12月27日

振出地 岐阜市

振出人 大東株式会社 代表取締役社長 渡部 勝裕

受取人 申立人

最終所持人 申立人

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第28号

宮崎県日南市大字益安888番地 債務者 職業訓練法人日南職業訓練会 代表者理事 吉田 和降

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 年森 俊宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 一般調査期間 令和7年9月1日から令和7 年9月8日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期間の満了時まで に異議を述べなければならない。

宫崎地方裁判所日南支部

### 令和7年(フ) 第2587号

大阪市北区大深町4番20号グランフロント大 阪タワーA29階

債務者 JMC Data株式会社 代表者代表清算人 田中 基裕

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 玲子

大阪地方裁判所第6民事部

### 破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第519号

千葉市花見川区花見川8番3棟202号 債務者 中村 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- □ 3 破産管財人 弁護士 安川 秀穂
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第438号

千葉市若葉区千城台南4丁目3番1棟504号 債務者 佐々木 務

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 貴大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第720号

千葉県市原市五井2557番地3 コーポ五井 101

債務者 林 聖一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 盾暁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第898号

千葉市中央区星久喜町470番地10

債務者 日暮 貴一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬田 和俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第780号

千葉県船橋市二子町586番地1 エステ・ス クエア船橋202号

債務者 福原 大輝

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 佐和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第1145号

名古屋市緑区徳重2丁目1315番地 レオパレ ス徳重207号室、住民票上の住所愛知県東海 市大田町天神下ノ上1番地の9

債務者 岩瀬真理子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横地 明美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第749号

千葉県市原市姉崎西3丁目1番地13 ドミー ル姉崎B棟102号

債務者 前田 勇次

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 園子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第795号

千葉県船橋市本町6丁目8番11号 WIZ 206号

債務者 米沢 早織

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邉 寛之

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第685号

千葉県船橋市西習志野3丁目37番15号 債務者 平山 正之

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第747号

千葉市稲毛区柏台1番15棟207号 債務者 宮下 勝行

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 博江
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第914号

千葉県市原市郡本2丁目148番地2 パイン フォレスト1号

債務者 山本 準

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑原 伸郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第819号

千葉市花見川区南花園2丁目9番8号 アンブラッセ新検見川201号

債務者 近藤 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 類
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第874号

千葉県市原市ちはら台南4丁目13番地20 債務者 木下 光

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 合間 利
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(フ)第32号

鹿児島県大島郡徳之島町亀徳427番地 債務者 里野 敏一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐用 理紗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

### | 令和7年(フ) 第35号

岡山県津山市椿高下101番地1 グランディ オス椿高下303号室

債務者 大野 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 裕史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 岡山地方裁判所津山支部

### 令和7年(フ)第8号

北海道奥尻郡奥尻町松江2-3、住民票上の 住所北海道二海郡八雲町熊石折戸町488番地 債務者 廣澤 晃希

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樋口 直久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 函館地方裁判所江差支部

### 令和7年(フ)第65号

新潟県阿賀野市前山576番地 債務者 青木 光晴

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝妻 太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 新潟地方裁判所新発田支部

### 令和7年(フ)第139号

香川県小豆郡小豆島町蒲野1577番地 債務者 小倉 祥

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### | 令和7年(フ)第38号

岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢602番地 19

債務者 伊藤 昭彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

### 令和6年(フ)第775号

仙台市宮城野区榴岡3丁目10番15-906号、 従前の住所仙台市青葉区山手町28番10号 カーサ・フォレスタノルド208 債務者 伊藤 恵美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相崎 豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 令和7年(フ)第511号

仙台市青葉区国見ケ丘2丁目22番地の2 債務者 城谷 章夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 洸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 令和7年(フ)第539号

仙台市青葉区小松島2丁目9番8-802号、 従前の住所仙台市青葉区小松島2丁目28番 12-501号

債務者 自江利こと PARANGI JER RY

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 洸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 令和7年(フ)第582号

仙台市太白区中田町字前沖195番地の6 債務者 須田 武志

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 令和7年(フ)第34号

山形県酒田市ゆたか2丁目5-1 ゆたかの家、住民票上の住所山形県酒田市東中の口町 1番17号

債務者 皆川久美子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新井野裕司

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 山形地方裁判所酒田支部

### 令和7年(フ)第62号

福島市大森字日ノ下56番地の1ルミエールC 202

債務者 保科 政吉

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川端 茂樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福島地方裁判所

### 令和7年(フ)第40号

福島県いわき市鹿島町下矢田字榎木内44番地 の1 県営住宅下矢田団地1号棟501 債務者 前里 正史

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田 康裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福島地方裁判所いわき支部

### 令和7年(フ)第85号

茨城県つくば市天久保2丁目7番地18 細田 ハイツ106号

### 債務者 伊藤 大貴

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥庭 修
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

### 令和7年(フ)第121号

茨城県つくば市梅ケ丘8番地18

債務者 アカデミア ジュールレイ

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井川 洋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

### 令和7年(フ)第311号

静岡県榛原郡吉田町川尻3138番地の5 松原 団地7-2

債務者 中村 和義

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石割 誠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第18号

高知県安芸市本町2丁目3番7号 債務者 安岡 祐輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 啓明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 高知地方裁判所安芸支部破産係

### 令和7年(フ)第75号

山形県東村山郡山辺町大字山辺3126番地 6 債務者 伊勢 諒平

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 山形地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第79号

山形県村山市大字富並2217番地 2 債務者 増川 祥己

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 朋泰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 山形地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第96号

山形市東山形 2 丁目 9 番26号 カーディナル EST 205号、前住所山形市松見町10番 3 号 セジュールたんぽぽ101号 債務者 三浦由香利

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴田 直人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 山形地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第59号

鹿児島県阿久根市脇本13975番地 3 債務者 濱崎 広幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係

### 令和6年(フ)第168号

茨城県日立市相田町2丁目15番27号 債務者 浅野 哲夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 人見 光一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 水戸地方裁判所

### 令和7年(フ)第576号

名古屋市天白区焼山2丁目1108番地 レクサスコーノス103号、従前の住所名古屋市天白区植田山5丁目2404番地

債務者 羽生 武夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 裕美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第134号

群馬県高崎市上和田町2番地1 コンフォート上和田305号、前住所富山県富山市大町69番地1 アンジェブラン101号 債務者 會田 慎吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 哲平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 前橋地方裁判所高崎支部

### 令和7年(フ)第914号

札幌市中央区南14条西6丁目4番8号 債務者 元田 眞

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土田 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第185号

茨城県鉾田市造谷382番地3

債務者 氏家 巧人

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 真一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 水戸地方裁判所

### 令和7年(フ)第344号

兵庫県三木市志染町青山3丁目25番地の3 マドモアゼル青山101号、従前の住所兵庫県 三木市府内町6番27号

### 債務者 佃 常幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安東 直哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 神戸地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第68号

茨城県笠間市鯉淵6612番地11 アルモニーヒ ル103

### 債務者 古木 摩委

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 繁

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 水戸地方裁判所

### 令和7年(フ)第331号

埼玉県所沢市大字上安松1398番地の27

債務者 ほぐし処ふらっとこと 彼ノ矢 真

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 義隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第383号

埼玉県富士見市大字鶴馬3461番地1 1 F 債務者 山浦 清明

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒見 恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後3時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第351号

愛知県春日井市下条町3丁目12番地1 へーベル城前201号、従前の住所愛知県春日井市 上野町447番地25

債務者 落合 香代

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡松 勇希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第1012号

札幌市西区発寒4条7丁目5番18-201号 債務者 小野寺 潤

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破產管財人 弁護士 栗原 望
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第162号

青森市大字羽白字池上194番地1住宅型有料 老人ホームだんだん

債務者 相内 照敏

法定代理人成年後見人 藤田 雄樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 洋輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 青森地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(フ)第2649号

大阪市淀川区加島1丁目57番2-306号、前住所大阪市西淀川区野里2丁目25番15-1004号

### 債務者 鎌田 肇

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石埜 太一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第627号

京都市山科区大塚北溝町87番地10 債務者 石坪正四郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊福 誠二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第119号

長崎県長崎市琴海大平町1743番地59 債務者 西 瑞季

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- | 3 破産管財人 弁護士 塩飽 昂志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(フ)第327号

静岡県島田市道悦1丁目11番16号、旧住所静岡県島田市東町12番地の1

債務者 齊木 雅則

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 剛志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第336号

静岡県藤枝市藤岡3丁目877番地の5 債務者 太田 武

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北上 紘生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第637号

京都府京田辺市松井ケ丘3丁目7番地4 債務者 岸 七美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下田 香織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第704号

京都府城陽市寺田垣内後64番地の4 債務者 山本 正博

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中 隆志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

### 令和7年(フ)第66号

富山県中新川郡上市町正印新279番地 債務者 急送. jpこと 松本 幸雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 脇 徹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 富山地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第1122号

愛知県清須市助七1丁目200番地4 債務者 talkingこと 堀田 明乃

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 棚村 知弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第2360号

大阪市港区弁天4丁目11番22号 ハイツウィステリア 301号

債務者 宗野 愛華

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金水 孝真
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2679号

大阪市阿倍野区阪南町2丁目27番21号 エスペランス阿倍野202号

債務者 orloこと 浅田 直哉

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 琢也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第114号

長崎県長崎市上小島4丁目2番30号 西田アパート2F

### 債務者 富永 幸二

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 力武 伸一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月5日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(フ)第730号

埼玉県川口市柳崎1丁目26番37号 債務者 増田 靖之

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第862号

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲267番地1 債務者 平澤 和江

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 基哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第809号

神奈川県藤沢市鵠沼神明4丁目3番7号 湘南ヒルバレーM5

債務者 八坂一二美(旧姓原・鴨下)

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宍戸 留美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第817号

神奈川県藤沢市長後1382番地 ハイツ天神201号

債務者 松崎 健司

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 有佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第1065号

札幌市清田区清田 2 条 1 丁目16番15号 真保 ビル305

債務者 松井 博人

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 磯田 健人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第413号

埼玉県所沢市美原町5丁目2309番地の3 ベ ルウッドマンション103

債務者 加我 敏樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金古幸香里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第2677号

大阪市東住吉区杭全3丁目5番2号 モーニ ング ヒルズ 202号

債務者 西川 篤

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第896号

埼玉県桶川市坂田東2丁目14番地の7 スプ リングウィンド I -204号

債務者 佐藤 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- □ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 水口 匠
  - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前10時10分
  - 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第358号

埼玉県春日部市増富729番地1

債務者 宮原 龍郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 真名
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月26日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

### 令和7年(フ)第161号

岐阜県瑞穂市生津天王町1丁目35番地1 レ ジデンスモリタ A-203号

債務者 守田 勝利

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 和久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月12日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 岐阜地方裁判所

### 令和7年(フ)第172号

静岡県浜松市中央区参野町338番地の1 ラ サンジノ201号室

債務者 鈴木 孝佳

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 理惠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

### 令和7年(フ)第1920号

大阪府東大阪市大蓮北2丁目2番19号 アバ ンティオ弥刀 102号、前住所大阪府東大阪 市足代1丁目1番19号

債務者 宮本 凱

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中本 泰司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2045号

大阪市港区磯路3丁目8番24-405号 債務者 斎藤 広輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城之内太志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2046号

大阪市港区磯路3丁目8番24-405号 債務者 斎藤 渚

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城之内太志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第40号

茨城県鹿嶋市宮下2丁目11番4号 グリーン ヒルズ宮下103

債務者 杉本 裕介

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作井 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 水戸地方裁判所麻生支部

### 令和7年(フ)第1132号

名古屋市熱田区玉の井町1番27号 サンモー ル玉の井3一A号

債務者 鈴木 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂井 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第28号

山形県鶴岡市大西町38番17-2号 債務者 佐藤 和

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 山形地方裁判所鶴岡支部

### 令和7年(フ)第2596号

大阪府門真市殿島町8番1-403号 債務者 下市 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 功武

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第39号

広島県呉市東畑1丁目9番21号

債務者 中嶋久美子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平元 陽亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 広島地方裁判所呉支部

### 令和7年(フ)第332号

静岡市駿河区寺田187番地の1 フレンズ長 谷川 B 202号

債務者 蒔田 恒夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 丈太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第1036号

横浜市鶴見区馬場4丁目3番8号 サザン宝 蔵院A棟202号

債務者 土元 寬朗

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 珠美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年(フ)第87号

長野市松代町清野60番地6 債務者 宮嵜かほる

1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 恭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 長野地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(フ)第145号

北海道名寄市字豊栄109番地56 住宅型有料 老人ホームひのき 西棟153号室

債務者 西舘 幸雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 章浩
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 旭川地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第289号

大阪府岸和田市西之内町47番62—210号 債務者 齊藤 竜児

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新宅 正人
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

### 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

### 令和7年(フ)第29号

静岡県掛川市下垂木1953番地の1 桜が丘マ ンション207号室

債務者 山田 隆一

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係

### 令和7年(フ)第215号

函館市石川町189番地13

債務者 大高 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 函館地方裁判所

### 令和7年(フ)第80号

山形県村山市大字富並2217番地 2 債務者 増川 早苗

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 山形地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第49号

山形県米沢市御廟3丁目2番36号 ABS コーポ102号室

債務者 山口 真澄

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 山形地方裁判所米沢支部

### 令和7年(フ)第67号

群馬県伊勢崎市東小保方町3871番地3 債務者 麺屋麒麟こと 山岸 光孝

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和7年(フ)第68号

群馬県伊勢崎市東小保方町3871番地3 債務者 山岸 千晶

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和7年(フ)第745号

さいたま市浦和区針ケ谷4丁目1番1号 A-414

債務者 金山泉こと 金 玉泉

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第790号

さいたま市大宮区三橋1丁目722番地 エクセルなみき402号

債務者 新間 晶子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第360号

埼玉県富士見市東みずほ台2丁目19番地5 第6みずほ台マンション103

債務者 大野由紀子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第365号

埼玉県所沢市星の宮1丁目14番9-107号 ウィングランデ

債務者 金子 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第378号

埼玉県入間市久保稲荷5丁目10番地13 サンシティスギタA202

債務者 滝沢かおり

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第408号

埼玉県川越市新富町1丁目9番地6 (ライオンズプラザ本川越407号室)

債務者 大森 千晴

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第417号

埼玉県所沢市松葉町13番13-103号 ウェルフラット 2

債務者 熊谷 真琴

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第431号

埼玉県所沢市泉町1857番地の8 アフェクト セイバリー103

債務者 縄田 信之

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第437号

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘4丁目1番13-301号 グリーンタウン松ヶ丘

債務者 城元 弘章

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 2

### 令和7年(フ)第443号

埼玉県ふじみ野市上福岡6丁目3番3号 ハイツK206

債務者 神崎由美子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部

### 令和7年(フ)第125号

埼玉県比企郡滑川町みなみ野3丁目20番地21 レモンハウス201

債務者 春山優美香

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

### 令和7年(フ)第141号

愛知県豊橋市吉川町226番地1 シングル吉 川102

債務者 砂川 末子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

### 令和7年(フ)第128号

岡山県倉敷市東塚4丁目7番63—19号 債務者 菊地奈々子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和7年(フ)第180号

岡山県倉敷市下庄779番地2 債務者 平松 直美

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和7年(フ)第186号

岡山県倉敷市二子132番地1 たなかハイツ 212号、転居前の住所岡山県赤磐市松木476番 地3

債務者 金光 克彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

### 令和7年(フ)第38号

福岡県大牟田市諏訪町2丁目138番地 山中アパート

債務者 角田 義次

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 福岡地方裁判所大牟田支部

### 令和7年(フ)第908号

札幌市中央区南 4 条西13丁目 1 番11-702号 債務者 松岡 利和

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第993号

札幌市豊平区豊平3条12丁目1番26号 三条 ハイツ201号

債務者 南 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(フ)第89号

北海道厚岸郡浜中町茶内若葉2丁目36番地 茶内団地 407号、前住所北海道厚岸郡浜中 町渡散布245番地

債務者 梅村 富江

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 釧路地方裁判所民事部

### 令和7年(フ)第124号

群馬県渋川市金井3014番地8

債務者 新井 隆利

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和7年(フ)第141号

群馬県前橋市南町4丁目27番地3 ピノキオ館 B-102号

債務者 町田 貞次

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

### 令和7年(フ)第129号

愛知県一宮市木曽川町里小牧字東蒲原30番地 クレールA棟203号

債務者 山口 典子(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和7年(フ)第61号

栃木県佐野市高砂町86番地 ジェンティーレ 佐野駅前206、前住所栃木県佐野市若松町31 番地 マメゲンプラザ 305

債務者 岡 美和子

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 宇都宮地方裁判所足利支部

### 令和7年(フ)第32号

群馬県桐生市広沢町5丁目1631番地の1 ヒルズF&M 208

債務者 神馬 綾子

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 前橋地方裁判所桐生支部

### 令和7年(フ)第875号

東京都府中市美好町 3 丁目43番地の 2 ジョイアス Ⅱ 203

債務者 平林 恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 令和7年(フ)第193号

静岡県裾野市佐野5番地の7 ヒロセハイツ 3C

債務者 工藤 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### | 令和7年(フ) 第136号

香川県高松市勅使町929番地1 レオパレス ラフィーネ103号

債務者 井口ゆりか (旧姓國友)

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第143号

香川県さぬき市志度1414番地 3 ニューハイ ツホワイト101

債務者 山花 礼通

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第156号

香川県高松市一宮町298番地2 フォン ティーヌF101

債務者 武田 幸代(旧姓武藤)

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第171号

香川県高松市川部町466番地3

債務者 小倉美津貴(旧姓竹内)

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第2486号

大阪市天王寺区大道3丁目1番10-402号 債務者 中村 拓美

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第2707号

大阪府吹田市垂水町3丁目23番30-201号、 前住所三重県四日市市城北町9番7号 クレ スティーク101

債務者 鳴海 敦士

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 5 免責寒暑期日 令和7年9月9日午後1時30
- 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(フ)第4006号

東京都足立区中央本町2丁目7-19-303 La Provence du 五反野 壱 号館

債務者 高橋 圭介

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4008号

東京都練馬区北町8丁目24-22-101 債務者 大月 正二

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4037号

東京都世田谷区三軒茶屋1丁目27-6 グリーンハイムK102

債務者 大志民佳織

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4038号

東京都台東区日本堤2-2-13 協和館、住 民票上の住所東京都小平市学園東町57-6 SUNシティII 203

倩務者 竹中 将人

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4039号

東京都杉並区善福寺1丁目24-6-101 債務者 伊藤 成臣

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4040号

東京都江戸川区一之江7丁目27-4-203 債務者 永田 緑

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4044号

東京都江戸川区北小岩6丁目14-8-103 債務者 杉浦 茂雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4060号

埼玉県新座市野寺 4 丁目12-21-302 債務者 太田 弦

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ) 第4074号

神奈川県川崎市多摩区栗谷4丁目10-22 債務者 堀 香蓮

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4075号

東京都練馬区豊玉北4丁目27-9 晴海荘12

債務者 栗山 克雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

0

### 令和7年(フ)第4078号

東京都北区浮間1丁目6-20-102 債務者 渡辺 功成

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4079号

東京都中野区中野2丁目23-7-602 債務者 片岡 琴路

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4080号

神奈川県川崎市宮前区東有馬4丁目20-18-202

債務者 佐々木三枝子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### | 令和7年(フ) 第4105号

東京都板橋区大和町6-3-305 債務者 尾﨑 弘子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ) 第4106号

東京都足立区扇1丁目34-11 第三春山荘 201

債務者 西舘 まき

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4107号

東京都北区東田端1丁目12-24-301 債務者 大澤 裕輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4108号

東京都世田谷区下馬6丁目17-14-503 債務者 安齋はる菜

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4109号

東京都荒川区町屋3丁目23-11-201 債務者 高橋 優二

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和 7 年 8 月26日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4136号

東京都八王子市堀之内2丁目22-3-107 債務者 海野 幸重

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第4081号

東京都世田谷区桜丘1丁目8-11-101 債務者 永田 寛瑛

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

### 破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間中 更正

### 令和7年(フ)第142号

静岡県伊東市川奈890番地、前住所静岡県伊東市吉田654番地の7 香南ハイツ205号室、前々住所静岡県伊東市富戸1317番地の1771 破産者 若林 宏明

- 1 主文 当裁判所が令和7年6月4日午後3時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「静岡県伊東市吉田654番地の7 香南ハイツ205号室、前住所静岡県伊東市富戸1317番地の1771」とあるのを「静岡県伊東市川奈890番地、前住所静岡県伊東市吉田654番地の7 香南ハイツ205号室、前々住所静岡県伊東市富戸1317番地の1771」と更正する。
- 2 決定年月日 令和7年6月16日 静岡地方裁判所沼津支部民事部

### 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

### 令和7年(フ)第94号

宮崎市神宮東1丁目4番28号 ル・グラン神 宮東204号、前住所千葉県市原市諏訪1丁目 1番地1 プレシア305

破産者 島山 静江

異議申述期間 令和7年8月1日まで

令和7年6月20日 宮崎地方裁判所破産係

### 令和7年(フ)第443号

さいたま市見沼区春野2丁目4番1-501号、 旧住所さいたま市見沼区春岡3丁目4番地13 破産者 日髙 絹江

異議申述期間 令和7年8月14日まで 令和7年6月19日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

### 令和7年(フ)第1397号

大阪市生野区小路2丁目27番3号、従前の本店所在地大阪市西区江戸堀2丁目1番1号江戸堀センタービル9階(前々本店所在地)大阪市浪速区桜川1丁目1番28号

破産者 株式会社ケイズオフィス

異議申述期間 令和7年8月15日まで 令和7年6月20日

大阪地方裁判所第6民事部

### 免責許可申立てに関する意見申述期間

令和6年(フ)第1349号

京都府京田辺市三山木中央6丁目7番地8アンプリュネール302

破産者 児玉 建国

免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 令和7年6月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

### 免責許可決定

**令和7年**(ラ)**第819号**(原決定東京地方裁判 所令和6年(フ)第4095号)

東京都豊島区上池袋2丁目41-5 池袋第1 ハイム101

抗告人(破産者) 磯﨑 秀雄 主文 原決定を取り消す。

抗告人(破産者)を免責する。 令和7年5月29日

東京高等裁判所第19民事部

### 免責審尋期日

### 令和6年(フ) 第3566号

東京都新宿区新宿1丁目36-5-902 破産者 一村 勇次

審尋期日 令和7年8月26日午後2時 令和7年6月16日

東京地方裁判所民事第20部

### 特別清算開始

### 令和7年(ヒ)第2号

兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23 清算株式会社 株式会社佐藤商店 代表清算人 佐藤 直彦

- 1 決定年月日 令和7年6月13日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

神戸地方裁判所豊岡支部

### 特別清算協定認可

### 令和7年(ヒ)第4号

静岡市葵区岳美20番36号 清算株式会社 株式会社自然の力農園 代表清算人 稲葉 幸夫

- 1 決定年月日 令和7年6月13日
- 2 主文 次の協定を認可する。

### 協定

- 1 清算株式会社と協定債権者である株式会社 メンテックカンザイ(以下、単に「協定債権 者 という。)は、本協定の認可決定の確定日 にて、清算株式会社の協定債権者に対する売 掛金債権269万0940円と、協定債権(長期未 払金及び長期借入金合計1億0033万8666円) とを、対当額で相殺する。
- 2 清算株式会社は、協定債権者に対し、本協 定の認可の決定が確定した日から1か月以内 に、換価代金から必要な費用を控除した残額 を弁済する。
- 3 協定債権者は、前項の規定による弁済を受 けたときは、清算株式会社に対し、協定債権 の総額(但し第1項による相殺後の残額)か ら弁済額を控除した残額につき、その債務を 免除する。
- 4 第2項の弁済の後、清算株式会社に新たな 財産が発見されたときは、清算株式会社は、 これを速やかに換価し、協定債権者に対し、 換価代金から必要な費用を控除した残額を弁

済する。この場合においては、協定債権者が | 令和7年(再イ)第29号 前項の規定により行った免除は、新たにされ た弁済の限度で効力を失うものとする。

静岡地方裁判所民事第2部

### 監督命令

### 令和7年(再)第19号

東京都渋谷区南平台町6番18号 南平台ヒル トップハウス 403

再生債務者 兵頭 真治

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監 督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都港区虎ノ門1丁目15番12号 日本ガス協会ビル5階 LM虎ノ門南法律事務 所 弁護士 上沼 紫野 令和7年6月13日

東京地方裁判所民事第20部

### 決議に付する決定及び債権者 集会招集

### 令和7年(再)第1号

静岡県富士宮市山宮2180番地の20 再生債務者 株式会社コスゲ

- 1 決議に付する計画案 令和7年5月20日付け 再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使 又は書面投票による行使のうち議決権者が選択 するもの
- 3 債権者集会
- (1) 期日 令和7年8月6日午前11時30分
- (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年8月1日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年7月 28 H

令和7年6月13日 静岡地方裁判所富士支部

### 小規模個人再生による再生手 続開始

### 令和7年(再イ)第5号

北海道樺戸郡新十津川町字中央19番地14 P 204号室

再生債務者 小松田 諒

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月4日まで

札幌地方裁判所潼川支部再生係

栃木県宇都宮市平出町3671番地11 再生債務者 蓮見 泰史

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月1日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

### 令和7年(再イ)第30号

相模原市南区若松5丁目1番10号 サニーサ イドハウス103

再生債務者 上岡 一志

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年7月31日まで

横浜地方裁判所相模原支部

### 令和7年(再イ)第21号

岐阜市長森本町1丁目22番8号 (セジュー ルSATO 102)、(前住所) 岐阜市永楽町 2丁目25番地1 (202号)、(前々住所) 福岡 市博多区博多駅前1丁目18番15号エトワール 博多502号

再生債務者 豊福 宣行

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年7月31日まで

岐阜地方裁判所

### 令和7年(再イ)第142号

愛知県常滑市かじま台1丁目242番地 リビ ングタウンかじま台A棟202号

再生債務者 笹田 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令 和7年7月24日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第13号

兵庫県宝塚市口谷東2丁目7番6号 再生債務者 加登 裕士

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年7月31日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第7号

鹿児島県伊佐市大口里1898番地5 (債務名義 上の住所) 宮崎県小林市堤2264 第3平之上 コーポ106

再生債務者 加治木正男

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年7月31日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第109号

北海道石狩市花川南5条4丁目11番地 再生債務者 大野 幹恭

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令 和7年8月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第123号

札幌市南区川沿1条3丁目11番15号 再生債務者 柏葉 弘一

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令 和7年8月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第23号

神奈川県愛甲郡愛川町半原1422番地の3 再生債務者 松浦 典子

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令 和7年8月1日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

### 2 2

### 令和7年(再イ)第20号

北海道旭川市大町1条4丁目14番地の66 R&MⅢ103号

再生債務者 中川 雅司

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令 和7年8月4日まで

旭川地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第32号

千葉県野田市木間ケ瀬3296番地4 再生債務者 畑澤 健二

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令 和7年8月4日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和7年(再イ)第52号

千葉県柏市豊四季122番地 5 シーズンリッチヒルズ101号

再生債務者 蛯田 伸一

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令 和7年8月4日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

### │ 令和7年(再イ)第16号

鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目272番地 ピュアハイム101

再生債務者 別役みどり

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令 和7年8月4日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第3号

大分県中津市大字下池永1114番地9 再生債務者 櫻澤 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月19日まで

大分地方裁判所中津支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第21号

鹿児島市東谷山1丁目43番8-4号 再生債務者 古庄 由和

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後0時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令 和7年8月5日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

### 令和7年(再イ)第18号

山梨県北杜市大泉町西井出8240番地5185 再生債務者 川崎三津子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月20日まで

### 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第61号

兵庫県三田市下槻瀬754番地87 再生債務者 古野 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

### 令和7年(再イ)第69号

神戸市須磨区前池町4丁目4番1号 301(従前の住所)兵庫県姫路市飾東町庄326番地1 ダイヤパレス姫路東805

再生債務者 辻井 紀成

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年8月6日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

### 令和7年(再イ)第51号

福岡県中間市中尾4丁目9番60号 再生債務者 矢野 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令 和7年7月30日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 令和7年(再イ)第22号

佐賀県鳥栖市宿町1099番地1グレース107 再生債務者 今井 葵

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月6日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(再イ)第23号

佐賀県三養基郡基山町大字園部2592番地2 再生債務者 松尾 朋子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月6日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(再イ)第26号

佐賀市川副町大字南里621番地3

- 再生債務者 副島 充 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月6日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(再イ)第9号

長崎県大村市富の原1丁目1600番地1 再生債務者 栗林 彪斗

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月13日まで

長崎地方裁判所大村支部

### 令和7年(再イ)第10号

長崎県大村市富の原2丁目48番地1 再生債務者 内野 陽平

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月13日まで

長崎地方裁判所大村支部

### 令和7年(再イ)第47号

仙台市太白区山田北前町40番16-2号 再生債務者 樋口優太郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月14日まで

仙台地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再イ)第15号

茨城県古河市関戸1759番地79

- 再生債務者 酒井 耕平 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月21日まで

水戸地方裁判所下妻支部

### 令和7年(再イ)第210号

東京都あきる野市伊奈1061-10 再生債務者 酒井 秀敏

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(再イ)第250号

東京都葛飾区亀有2-33-2-203 再生債務者 福本 貴浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(再イ)第89号

横浜市鶴見区上末吉5丁目31番23-3号 再生債務者 山本 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月7日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

### 令和7年(再イ)第174号

大阪市淀川区宮原2丁目3番6号 S・フルール 102号

再生債務者 小泉 楓

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

### | 令和7年(再イ)第209号

大阪市浪速区日本橋東3丁目14番10-501号 (営業所の住所 大阪市浪速区日本橋5-12-9 共栄ビル503)

再生債務者 田寺整骨院こと 田寺 篤

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年(再イ)第35号

堺市北区長曽根町1180番地2 (1号棟209 号室)

再生債務者 樫村 直輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第42号

大阪府松原市天美東9丁目14番46号 サンモール天美111号室 (住民票上住所) 大阪府松原市岡3丁目9番24号

再生債務者 竹村 玲奈

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 令和7年(再口)第3号

大阪府泉大津市二田町2丁目1番9-2号 再生債務者 土屋 光

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

### 令和7年(再イ)第26号

和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地169 再生債務者 小松 和峰

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

和歌山地方裁判所民事部破產再生係

### 令和7年(再イ)第12号

島根県松江市浜乃木2丁目15番29—503号 再生債務者 河井 祐輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで |
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

松江地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第47号

広島県安芸郡熊野町川角 4 丁目10番 7 —201 号

再生債務者 前田 一篤

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第58号

広島県東広島市西条朝日町10番5-503号グランコート西条朝日町

再生債務者 石出 道識

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年8月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第8号

宮城県角田市岡字駅前北15番地1 再生債務者 天野 次男

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月15日まで

仙台地方裁判所大河原支部

### 令和7年(再イ)第2号

秋田県大仙市南外字小出439番地6 再生債務者 今野 浩樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月15日まで

秋田地方裁判所大曲支部

### 令和7年(再イ)第43号

東京都立川市富士見町6丁目43番5号ランド シティ立川多摩川テラス101号

再生債務者 稲田 圭吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月22日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 令和6年(再イ)第46号

神奈川県綾瀬市早川城山3丁目8番17-2号 再生債務者 中道 久美(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月8日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

### 令和6年(再イ)第251号

横浜市港南区日野8丁目10番4号 再生債務者 安田鎭こと 安 明鎭(AN MYUNGJIN)

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月8日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

### 令和7年(再イ)第13号

新潟市中央区古町通4番町643番地 古町ツ インタワーハイツ806号

再生債務者 大山 健輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月22日まで

新潟地方裁判所民事部

### 27

### 令和7年(再イ)第9号

福井県敦賀市松葉町4番61-3号 再生債務者 牧田 義史

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令 和7年8月8日まで

福井地方裁判所敦賀支部再生係

### 令和7年(再イ)第24号

三重県津市河芸町赤部13番地1

再生債務者 阪 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令 和7年8月8日まで

津地方裁判所再生係

### 令和7年(再イ)第49号

兵庫県高砂市時光寺町34番4-104号

再生債務者 橋崎設計事務所こと 橋崎 弘治

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月22日まで

神戸地方裁判所姫路支部

### 令和7年(再イ)第5号

高知県宿毛市平田町黒川4027番地 再生債務者 黒石 一正

- 1 决定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令 和7年8月8日まで

高知地方裁判所中村支部

### │令和7年(再イ)第14号

佐賀県武雄市朝日町大字甘久430番地15 再生債務者 福田 晃史

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで |
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令 和7年8月8日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

### 小規模個人再生による再生計 画取消

### | 平成28年(再イ)第62号

堺市中区宮園町 9 5 106号室(住民票上の住所) 堺市中区土師町 4 丁 5 番14号(認可決定時の住所) 堺市中区土師町 3 丁 22番41ー106号

再生債務者 松永 匠

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 平成28年10月31日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。

令和7年6月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 小規模個人再生による再生手 続廃止

### 令和6年(再イ)第26号

沖縄県うるま市字田場987番地1 美姫セン チュリーV 306

再生債務者 平安座裕斗

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条 2 号に定める事由がある。

令和7年6月19日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

### | 令和6年(再イ)第116号

兵庫県加古川市野口町長砂955番地の3 再生債務者 松原 和桐

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年6月20日 神戸地方裁判所姫路支部

### 給与所得者等再生による再生 手続開始

### 令和7年(再口)第1号

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1265番地 ニュークレストール舞202号

再生債務者 徳吉 慶祐

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 会和7年7月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令 和7年8月6日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(再口)第1号

長野県松本市大字里山辺511番地9 再生債務者 藤澤 厚

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令 和7年8月7日まで

長野地方裁判所松本支部

### 令和7年(再口)第4号

山口市阿知須710番地1 セントポーリアⅡ 102

再生債務者 冨田 由理

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令 和7年7月31日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

### 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

### 令和7年(再口)第10003号

東京都世田谷区等々力 2 -22-4-303 再生債務者 齊藤 優子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 3日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月19日

東京地方裁判所民事第20部

### 給与所得者等再生による再生 計画認可

### 令和7年(再口)第1号

北海道滝川市江部乙町東12丁目1番1号2階 再生債務者 鈴木 崚平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月19日

札幌地方裁判所滝川支部再生係

### 令和6年(再口)第6号

東京都町田市成瀬8丁目6番2号再生債務者原田 忠臣

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 令和7年(再口)第1号

京都府木津川市木津奈良道33番地13 再生債務者 吉田 むい

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日

京都地方裁判所第5民事部再生係

### 令和6年(再口)第37号

大阪市旭区高殿1丁目4番23-803号 再生債務者 稲葉 翔太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月17日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月19日

大阪地方裁判所第6民事部

### 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合におい て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする ことについて異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。

### 令和6年(チ)第1017号

大阪市中央区常盤町2丁目2番13号申立人 日本住宅開発株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の亡川喜田久太夫の住所) 津市大字垂水3032番地2

(川喜田明の最後の住所 アメリカ合衆国 ニューヨーク市ホーラントアヴェニュー3026 番地)

所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人川喜 田明

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の亡川喜田久太夫の住所) 津市大字垂水3032番地2

(芝原太郎の最後の本籍)三重県員弁郡神田 村大字穴太675番地

所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人芝原 太郎

(戸籍上の最後の氏名 伊藤太郎)

届出期間満了日 令和7年10月16日

● 令和 7 年 6 月 16日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 中央区日本橋本町3丁目

地番 10番10

地目 宅地

地積 53.95平方メートル

(所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人 川喜田明の共有持分 2079分の10)

(所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人 芝原太郎の共有持分 2079分の10)

### | 令和7年(チ)第10号

横浜市神奈川区台町1番地4

申立人 アメニティレジデンス有限会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)横浜市神奈川区 西神奈川1丁目13番地の14

所有者 金澤 律子

届出期間満了日 令和7年10月20日

令和7年6月16日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

1 一棟の建物の表示

所在 横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地 14

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建

床面積 1階 248.79平方メートル 2階乃至4階

各250.40平方メートル

5階 247.90平方メートル

6階 201.28平方メートル

専有部分の建物の表示

家屋番号 西神奈川1丁目13番14の24 建物の名称 407号

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 4階部分 52.84平方メートル 所在等不明共有者の持分 4分の1

2 所在 横浜市神奈川区西神奈川1丁目

地番 13番14

地目 宅地

地積 355.63平方メートル

所在等不明共有者の持分 10000分の112

### 所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第6号

東京都渋谷区千駄ケ谷3丁目11番8号(TOSグループ内)

申立人 NOT A HOTEL株式会社 (亡周和民の最後の住所) 鹿児島県熊毛郡屋 久島町尾之間1496番地38

(亡周和民の不動産登記記録上の住所)(物件 目録記載1、3につき)熊毛郡屋久島町尾之 間1496番地、(物件目録記載2、7、9につき) 熊毛郡屋久島町尾之間1496番地38、(物件目録 記載4、5、6につき)熊毛郡屋久島町尾之間383番地

所有者 亡周和民相続財産

(亡周永興の最後の住所及び不動産登記記録 上の住所) 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間 383番地

所有者 亡周永興相続財産

届出期間満了日 令和7年8月18日

令和7年6月13日

鹿児島地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1495番3

地目 山林

地積 330平方メートル

所有者 周 和民

2 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1496番12

地目 宅地

地積 1345.08平方メートル

所有者 周 和民

3 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1496番17

地目 山林

地積 177平方メートル

所有者 周 和民

4 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1496番22

地目 山林

地積 236平方メートル

所有者 周 和民

所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1496番23

地目 山林

地積 347平方メートル

所有者 周 和民

6 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1496番24

地目 山林

地積 301平方メートル

所有者 周 和民

7 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河

地番 1496番38

地目 宅地

地積 593.25平方メートル

所有者 周 和民

8 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1496番地 12

家屋番号 1496番12

種類 事務所

構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建

床面積 102.00平方メートル

(附属建物)

符号 1

種類 工場

構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建

床面積 260.40平方メートル

符号 2

種類 重庫

構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建

床面積 85.80平方メートル

所有者 周 永興

9 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1496番地

家屋番号 1496番38

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 86.64平方メートル

2階 35.53平方メートル

所有者 周 和民

### 所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第7号

福岡市中央区赤坂1丁目7番23-605号

电立人 株式会社上松

住所・居所 不明

(最後の住所) 東京都中央区月島3丁目2番

7-1506号

(不動産登記記録上の住所) 水戸市城南一丁 目2番43号

所有者 亡吉田義雄相続財産

届出期間満了日 令和7年8月17日

令和7年6月17日 水戸地方裁判所民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 水戸市元吉田町字一里塚東 地番 1973番1

地目 畑

地積 382平方メートル

2 所在 水戸市元吉田町字一里塚東

地番 1973番 2

地目 畑

地積 350平方メートル

3 所在 水戸市元吉田町字一里塚東

地番 1973番34

地目 畑

地積 820平方メートル

4 所在 水戸市元吉田町字一里塚東

地番 1973番35

地目 畑

地積 370平方メートル

## 令和7年 (チ) 第4号

届出期間満了日 令和7年8月20日 所有者 亡松山好幸相続財産 申立人 犬山市長 令和7年6月18日 住所・居所 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 (不動産登記記録上の住所) 愛知県犬山市字 大男 涇 次伸

所在 犬山市字蓮池 を 傘 Ш

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年 島根県松江市春日町37番地 申立人 中代吉岡有限会社 拖路 (チ) 第2号 2番13 209平方メートル 益

(不動産登記記録上の住所) 十四

(別紙) 物件 Ш 碶

所在 250番 松江市東持田町字池ノ奥

割田 池沼

令和5年 (チ) 第9号 3.30平方メー

岡山県倉敷市中庄1588番地

届出期間満了日 令和7年8月12日 住所・居所 不明 申立人 西之院 所有者 百舌鳥庵

令和7年6月16日 岡山地方裁判所倉敷支部

所在 倉敷市中庄字大寺

所在 **倉敷市中庄字大寺** 

地積 当皿

番班 三菜 1570番

報

所有者 上野傅之助 住所・居所 用用

届出期間満了日 令和7年8月8日

令和7年6月16日 松江地方裁判所

官

ナビ

(別紙)

物件 田象

1163平方メートル

推出 1592番

上本

29

160平方メートル

令和 **7** 年 **6** 月 **30** 日

所有者 川口 熊藏 9 住所·居所 不明 申立人 聖徳寺

令和7年6月16日

鬱 件 目 録

所在 推出 390番 墓地 佐世保市白木町

性 四

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

届出期間満了日 令和7年8月8日 所有者 中島 幸敏

極 伞 Ш

延岡市浦城町

三 739平方メートル 665番 1

令和7年6月30日

東京都千代田区大手町1丁目9番6号

代表取締役 地下

面にてお申し出ください。 載の翌日から1箇月以内に、当行までその旨を書 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和7年 (チ) 第2号

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗郷の原203番地

届出期間満了日 令和7年8月8日

長崎地方裁判所佐世保支部

(別紙)

令和7年(チ)第2号 119平方メートル

**申立人** 住所・居所 不明 配過回

(最後の住所) 宮崎県延岡市浦城町666番地

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所延岡支部

(別紙) 所在

郑郑 赵旦

特定投資準備金の額の減少公告

株式会社日本政策投資銀行

特定投資準備金の額を27,523,480,280円減少する ことにいたしました。株主総会の決議は令和7年 6月27日に行っております。また、財務大臣の認 可を令和7年6月27日に受けております。 当行は、令和7年8月29日を効力発生日として、

を提出しております 規定により、最終事業年度に係る有価証券報告書 なお、当行は、金融商品取引法第24条第1項の

叉

おりです。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のと 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(乙) 掲載紙

令和七年六月三十日 掲載頁 二頁

ントラルスクエア一五階 東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セ 代表社員 一般社団法人アリアケ 職務執行者 河原 正幸

代表取締役 代表取締役 足立 裕也(乙)アリアケ株式会社

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 効力発生日は令和七年九月一日です。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(甲) https://www.shicc.co.jp/

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\mathbb{Z}$ 

東京都中央区京橋二丁目一六番一号令和七年六月三十日 掲載の日付 令和七年六月十七日 掲載頁 一七九頁 (号外第一三三号)

東京都港区浜松町一丁目二九番一〇号 (甲) 株式会社トータルオフィスパート 代表取締役 土屋 哲也

(乙) 株式会社オズホールディングス 代表取締役 下山

合併公告

二丁目三番地)の権利義務全部を承継して存続しス株式会社(乙、住所東京都千代田区神田駿河台当社(甲)は、合併により日新火災総合サービ 乙は解散することにいたしました。

しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づ株主総会の承認決議は令和七年七月一日を予定、効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の おります き株主総会の承認決議を経ずに合併を予定して

# 会社その他の公告

の資本金の額は、百一億九千四百八十二万二百二、合併後存続する保険会社等の資本金の額 甲

等の割当て又は新株予約権者に対する新株予約、合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭

者に対する割当ては、ありません。

権若しくは金銭の割当て 株主及び新株予約権

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。

掲載の日付 令和七年六月三十日掲載紙 日刊工業新聞

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セ ントラルスクエア一五階

申し出下さい。

債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この合併に対し異議のある保険契約者その他

社ではなく、該当事項はありません。

契約者に関する事項 乙は保険業を営む株式会

合併後消滅する保険業を営む株式会社の保険

(甲) アリアケ合同会社 です。

(甲) https://www.nisshinfire.co.jp

(N) https://www.nisshinfire.co.jp/

令和七年六月三十日 東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地 日新火災海上保険株式会社 代表取締役 織山

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

で公告します。 継して存続し乙は解散することにいたしましたの 効力発生日は令和八年一月一日であり、 両社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 第一項に基づく議決権を行使することができる株株主総会の承認決議(甲乙共に会社法第三一九条 おります。 主全員の同意)は令和七年四月三十日に終了して この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

甲 掲載紙 官報

です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年五月十六日 官報 九十一頁 (号外第一〇八号)

令和七年六月三十日 掲載の日付 令和七年三月三十一日 掲載頁 八十九頁(号外第七十二 号

東京都港区港南二丁目一七番 (甲) 株式会社電通総研セキュ リューション 二号 アソ

東京都港区港南二丁目一七番 代表取締役 二号 中川

(乙) 株式会社電通総研IT 代表取締役 中川 雅昭

### 合併公告

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにい この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載紙 掲載頁 掲載の日付 令和七年六月五日 掲載の日付 令和七年六月五日 官報 五十八頁(号外第一二四号)

丙 掲載 貢 掲載の日付 令和七年六月五日 五十六頁(号外第一二四号) 五十六頁(号外第一二四号)

令和七年六月三十日 横浜市港北区篠原町一二〇〇番地

(甲) 三和エナジー株式会社 代表取締役 高松 克行

福岡市西区元浜一丁目八番二二号 (乙) ハタエ石油株式会社 代表取締役 高松 克行

福岡市西区元浜一丁目八番二二号 株式会社ハナエキスプレス

代表取締役 高松 克行

号

継して存続し乙は解散することにいたしましたの

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

月曜日

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 官報

掲載 官報 掲載頁 一二一頁 (号外第一三九号)掲載の日付 令和七年六月二十三日

令和 **7** 年 **6** 月 **30** 日

岐阜県各務原市蘇原東島町四丁目六一番地·和七年六月三十日 掲載頁 八十七頁(号外第一三九号)掲載の日付 令和七年六月二十三日

岐阜県各務原市蘇原東島町四丁目六一番地 (乙) 株式会社」・ARTホールディン (甲) 株式会社J・ART 代表取締役 坂井 哲史

代表取締役

告します。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

及び (乙二) 至 (乙七) 掲載紙 日刊工業新聞

令和七年六月三十日

大阪府守口市大日東町三五番二号

宮城県仙台市宮城野区中野二丁目二番地の 代表取締役 大田 実成

(乙二) ロジスネクスト東京株式会社 代表取締役 吉井 恒夫

愛知県名古屋市中川区四女子町一丁目五二 (乙三) ロジスネクスト関信越株式会社 代表取締役 佐藤 光信

香川県高松市中新町一一番地一三甲高松ビ 代表取締役 小畑 浩(乙五) ロジスネクスト中国株式会社

(乙六) ロジスネクスト四国株式会社

(乙七) ロジスネクスト九州株式会社 代表取締役 井 上 哲朗

## 吸収分割公告

事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継さ せることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の営むエンタメ

存続し乙らは解散することにいたしましたので公 「乙ら」といいます)の権利義務全部を承継して 左記会社は合併して甲は乙一乃至乙七(以下、

掲載頁 四頁 掲載の日付 令和七年六月二十五日

(甲) ロジスネクスト近畿株式会社

東京都大田区平和島六丁目一番一号 (乙一) ロジスネクスト東北株式会社 代表取締役 古舘 広高

新潟県新潟市江南区東早通三丁目一番三七

広島県広島市中区江波沖町五番四五号 乙四 ロジスネクスト中部株式会社 代表取締役 阿部 司

ル六〇三号室

福岡県福岡市博多区金の隈一丁目三八番二代表取締役 小林 龍生

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 日刊工業新聞 確定した事業年度はありません。

令和七年六月三十日 掲載頁 二十一頁 掲載の日付 令和七年五月三十日

愛知県半田市岩滑中町二丁目一〇五番地

愛知県一宮市三ツ井二丁目二八番二三号 代表取締役 竹内 武久

株式会社カジ・コーポレーション 代表取締役 花水 範明

## 新設分割公告

して当社の機械設備設計販売事業に関する権利義株式会社(住所東京都新宿区袋町五番地一)に対 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 務を承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月三十日 東京都新宿区袋町五番地一 新設分割により新設するGCジャパン GC合同会社

## 新設分割公告

代表社員

徳田

征己

ることにいたしましたので公告します。 して当社の販売事業に関する権利義務を承継させ 会社(住所大阪府貝塚市澤三八九番地の一)に対 日に終了しております 当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十三 当社は、新設分割により新設する辻忠商店株式

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月三十日 計算書類の公告義務はありません。 大阪府貝塚市澤三八九番地の一 持締役 新地 真人有限会社辻忠商店

## 組織変更公告

代表取締役

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 した。この組織変更に異議のある債権者は、本公 当社は株式会社に組織変更することにいたしま

仙台市青葉区柏木一—一—一一二〇一令和七年六月三十日 代表社員 佐々木 誠合同会社エム・コーポレーション

## 組織変更公告

株式会社に組織変更することにいたし

後の商号は株式会社ホワネモとします。 効力発生日は令和七年八月一日であり組織変更

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月三十日

群馬県高崎市矢島町三七六一三 合同会社ホワネモ

代表社員 池田

## 組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月三十日

リオンOSビル三F東五反田オフィス一二 東京都品川区東五反田五一二一一一五メタ 合同会社オコジョ

代表社員 西原 成輝

## 組織変更公告

グス株式会社になります。 ました。組織変更後の商号は、 当社は、株式会社に組織変更することにいたし GCホールディン

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

東京都新宿区袋町五番地一令和七年六月三十日 代表社員 徳田 征己 GC合同会社

## 組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

eとします。 組織変更後の商号は株式会社Arc S t a g

しております 総社員の同意の取得は令和七年六月十九日に終了 効力発生日は令和七年八月五日であり、当社の

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年六月三十日 東京都港区虎ノ門四一 ―一神谷町トラス

A r c 代表社員 Stage合同会社 出戸 貴博

ましたので公告します。 当社は、合同会社に組織変更することにいたし この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、確定した最終事業年度はありません。 和七年六月三十日

サルティングLLP内 王パークタワー五階トラスティーズ・コン 東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山 株式会社LOC

代表取締役 金山 泰英

## 組織変更公告

ました。 株式会社に組織変更することといたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 変更後の商号は株式会社EPCOとします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年八月十九日であり、 令和七年六月三十日 組織

福井県大飯郡高浜町東三松第一〇号一六番 合同会社EPCO

代表社員 西野 明宏

官

当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 更後の商号はボンウェイク株式会社とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変

令和七年六月三十日 愛知県岡崎市法勝寺町字猿待一六—三才— レンジ岡崎ビル三F

O K A D A WORKS合同会社

代表社員 岡田 重人

## 組織変更公告

しました。 当組合は、株式会社に組織変更することにいた

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、 令和七年六月三十日 本公告掲

地四六 愛知県稲沢市祖父江町祖父江外平一五〇番 祖父江液化瓦斯協同組合 代表理事 稔宏

31

### 組織変更公告 当社は、

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

京都府城陽市観音堂西畑九一

## 効力発生日変更公告

力発生日を令和七年七月一日から令和七年十月一 定める関係官庁等の許認可・承認等が得られない左記会社は令和七年六月三十日までに、法令に 日に変更することといたしましたので公告しま ことを停止条件として、甲及び乙の吸収分割の効

令和七年六月三十日

(甲) 株式会社三菱UFJ銀行

株式会社

千十円減少し一千万円とすることにいたしまし 当社は、資本金の額を五億五千七百四十九万七

ります。 会の決議は、令和七年六月二十六日に終了してお

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

金融商品取引法による有価証券報告書提出済 令和七年六月三十日

株式会社LIFE CREATE 代表取締役社長 前川 彩香

## 資本金の額の減少公告

ました。 当社は、

会の決議は、 ります。 効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総 令和七年六月二十七日に終了してお

株式会社に組織変更することにいたし

合同会社SOL

### 代表社員 林

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

東京都千代田区大手町一丁目九番二号 三菱UFJ証券ホールディングス 代表取締役 半沢 淳一

代表取締役 小林 真

資本金の額の減少公告

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総

北海道札幌市北区北七条西四丁目五番地一

千七百四十二円減少し一億円とすることにいたし 資本金の額を五十七億六千九百一万七

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月三十日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済 大阪市鶴見区鶴見四丁目一番一二号

株式会社アサヒペン

代表取締役 澤田 耕吾

## 資本金の額の減少公告

することにいたしました。 当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円と

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

group/gogincapital/index.html https://www.gogin.co.jp/about/corporation/

令和七年六月三十日 島根県松江市白潟本町七一番地 ごうぎんキャピタル株式会社

### 代表取締役 井田

修

とにいたしました。 準備金の額の減少公告 当行は、資本準備金の額を七十億円減少するこ

了しております。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 株主総会の決議は、 令和七年六月二十七日に終

告書を提出しております。 項の規定により、最終事業年度に係る有価証券報 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年六月三十日 なお、当行は、金融商品取引法第二十四条第一

株式会社豊和銀行

大分県大分市王子中町四番一〇号

### 資本金及び準備金の額の減少公告 取締役頭取 権藤 淳

七百一円減少し、それぞれ五千万円、二億二千七 円、資本準備金の額を一億九千二百五十二万八千 百八十三万六千五百円とすることにいたしまし 当社は、資本金の額を五億三十六万五千二百一

しております。 株主総会の決議は、 令和七年六月十九日に終了

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

金融商品取引法による有価証券報告書提出済 令和七年六月三十日

東京都千代田区神田練塀町三番地 ビープラッツ株式会社

代表取締役社長 藤田

健治

# 資本金及び準備金の額の減少公告

しました。 三千三百万八千三百五十九円減少することにいた 万八千三百七十五円、資本準備金の額を五十四億 当社は、資本金の額を四十九億四千八百七十六

会の決議は令和七年六月三十日に予定しておりま 効力発生日は令和七年八月一日であり、 株主総

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月三十日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

東京都港区南青山二丁目二番一五号

GFA株式会社

### 資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役社長 松田 元

千百八十万七千百三十三円減少することにいたし 六千四百九十四円、資本準備金の額を百十八億四 当社は、資本金の額を二十四億八千六百二十万

了しております 株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年六月三十日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

東京都中央区日本橋本町三丁目八番三号 キッズウェル・バイオ株式会社 代表取締役社長 紅林 伸也

# 資本金及び準備金の額の減少公告

会の決議は、令和七年六月二十七日に終了してお 資本準備金の額を八億二千七百二十五万八千八百 ることにいたしました。 三十二円減少し、それぞれ一億円、五千万円とす 効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総 社は、資本金の額を七億二千二百三十万円、

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 掲載紙 日刊工業新聞 令和七年六月三十日

掲載頁 二頁

令和七年六月三十日 名古屋市中区栄三丁目三一番一二号

代表取締役 大成株式会社 加藤 憲博

# 資本金及び準備金の額の減少公告

準備金の額を二億五千百五十七万三千九百四円減当社は、資本金の額を六千万二千五百円、資本 千四百九十九万七千五百円とすることにいたしま 少し、それぞれ二千九百九十九万七千五百円、二

会の決議は、令和七年六月二十日に終了しており この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年八月五日であり、株主総

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 掲載頁 九十四頁 (号外第二八〇号) 令和七年六月三十日 令和六年十二月二日

大阪府吹田市江の木町三三番九四号 AlphaNavi Pharma株式会社 代表取締役 小山田義博

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 が退任することに対し異議のある債権者は、本公 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告 令和七年六月三十日 当社の全ての日本における代表者である糸木悠

W S C P V I I I ルズステーションタワー 東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒ 日本における代表者 E E HK リミテッ 悠 K

## 限定承認公告

後の住所千葉県船橋市習志野台二丁目一二番本籍千葉県船橋市習志野台二丁目一二番、最

以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債の相続人は令和七年六月二十日千葉家庭裁判所市 申し出がないときは弁済から除斥します。 令和七年六月三十日 右被相続人は令和七年三月二十二日死亡し、そ二四号 被相続人 亡 石川 伸

相続財産清算人 石川千葉県船橋市習志野台一丁目二〇番 三 敏 号 恵

## 限定承認公告

て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受の相続人は令和七年六月十七日東京家庭裁判所に右被相続人は令和七年六月十七日東京家庭裁判所に一、そ 被相続人 亡 小林 和弘 最後の住所東京都練馬区大泉町四丁目一二番 の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がな遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求 いときは弁済から除斥します。 本籍東京都練馬区大泉町四丁目二六七番地、

相続財産清算人 小林東京都新宿区北新宿三丁目二二番四1 号

## 限定承認公告

後の住所本籍に同じ 本籍富山県砺波市庄川町庄三三一二番地、 最

内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権の相続人は令和七年六月十九日富山家庭裁判所高 し出がないときは弁済から除斥します 右被相続人は令和七年三月二十八日死亡し、そ 令和七年六月三十日

# 限定承認公告

ないときは弁済から除斥します 十四号 被相続人 4.1 夏木 党で最後の住所大阪府茨木市沢良宜浜一丁目五番本籍大阪府茨木市沢良宜浜一丁目三五六番地 4をして下さい。右期間内にお申し出が本公告掲載の翌日から二箇月以内に請

## 令和七年六月三十日 館四〇七号 新谷・須田・坂本共同法律事 大阪市北区西天満四―六―一九北ビル二号

令和七年六月三十日

信子

被相続人 亡 村井 明美

## 富山県砺波市春日町一番四号 村井 康真

にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及びの相続人は令和七年六月二十四日大阪家庭裁判所 求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出 右被相続人は令和七年二月二十一日死亡し、そ十四号 被相続人 亡 榎木 悦子

相続財産清算人

## 限定承認公告

がないときは弁済から除斥します。 本籍大阪府東大阪市吉田九丁目三番、

成年後見人弁護士 坂本 佳子

優先資本金の額の減少公告

三千二百万円とすることとしました。 基づき、優先資本金の額を三百億円減少して三億 当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 開示状況は次のとおりです。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

令和七年六月三十日 https://www.ko-koku.jp/ir/s08816-f2a1s/

C e n t r a l Park特定目的会社

共同会計事務所内

### 取締役 髙山 知也

優先資本金の額の減少公告

にいたしました。 当社は、優先資本金の額を三億円減少すること

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 の官報号外第九十号八十四頁掲載のとおりです。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年六月三十日 なお、最終貸借対照表は令和七年四月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 Y F JRE B特定目的会社 取締役 鄭 武壽

令和七年六月三十日 大阪府茨木市沢良宜浜一丁目五番十四号

榎木 茂雄

請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出 び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及 その相続人は令和七年六月二十三日大阪家庭裁判 右被相続人は令和六年十一月二十六日死亡し、 住所大阪府東大阪市中鴻池町二丁目一三番三 被相続人 亡 五嶋 翼 最後の

限定承認者五嶋訓子

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

## 優先資本金の額の減少公告

五千円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を六億五千四百十七万

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://www.kaikei-home.com/axess/0029/

令和七年六月三十日 東京都港区虎ノ門二丁目六番 Solara特定目的会社 二号

# 優先資本金の額の減少公告

山﨑 亮雄

減少することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を十五億三千五百万円 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://www.kaikei-home.com/axess/0025/

令和七年六月三十日 ヒルズ仙石山森タワー 東京都港区六本木一丁目九番 ジー・ジェイ・レジデンス・ツー特定目 -四○階 ○号アーク

# 債権申出の公告(第二回)

締役

法彦

当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、 お申し出がないときは清算から除斥します 日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内に 本公告第一回掲載(令和七年六月二十七日)の翌 十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、 令和七年六月三十日 当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三

東京都中央区新富一丁目七番三号

第人 藤澤洋一郎株式会社ハローズ

確定給付企業年金清算人 藤澤洋

### 取消公告

出公告は取消します。 少公告及び優先出資の消却につき優先出資証券提 令和七年六月十一日掲載の優先資本金の額の減

令和七年六月三十日

共同会計事務所内 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

GC core plus1特定目的会社 取締役 関口 陽平